

商法

この法律は、2001年12月25日付の第10期国会、第10回議会で可決された法案51-2001-QH10号により修正及び補足されたベトナム社会主義共和国1992年憲法に基づき、商業活動について規定する。

第1章 総則

第1節 適用範囲及び適用対象

第1条 (適用範囲)

1. ベトナム社会主義共和国の領土内における商業活動に対して、この法律を適用する。
2. ベトナム社会主義共和国の領土外における商業活動であっても、当事者間で、この法律の適用が合意されている又は外国の法律若しくはベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約でこの法律の適用が合意されている場合、この法律を適用する。
3. ベトナム社会主義共和国の領土内の商人を一方の取引当事者とする営利目的でない活動において、当該営利目的でない活動を行う当事者がこの法律の適用を選択した場合、この法律を適用する。

第2条 (適用対象)

1. この法律の第1条に規定する商業活動を行う商人に対してこの法律を適用する。
2. その他商業に関する活動を行う法人及び個人に対してこの法律を適用する。
3. 独立し且つ継続的に商業活動を行うが、商業登記を要求されない個人については、この法律の原則に従い、政府がこの法律の適用に関する規則を別途定める。

第3条 (用語の解釈)

この法律において、以下の用語は次のように解釈される。

1. 「商業活動」とは、営利目的の活動をいい、物品の売買、サービスの提供、投資、商業促進活動、並びに営利目的のその他活動をいう。
2. 「物品」とは、以下のものをいう。
 - (a) あらゆる種類の動産(将来的に動産となるものを含む)。
 - (b) 土地に付随する物。
3. 「商業活動における慣習」とは、当事者間で確立され長期間に渡り繰返されている明確な内容を持つ行動規範で、それによ

り当該商業活動における各当事者の権利及び義務が定められていると認識されているものをいう。

4. 「商慣習」とは、ある地域又は地方或いは商業分野での商業活動において広く認識されている明確な内容を持つ慣習で、それにより当該商業活動における各当事者の権利及び義務が定められていると認識されているものをいう。
5. 「データ記録(Data message)」とは、電子的方法により作成又は送受信或いは保存された情報をいう。
6. 「ベトナムにおける外国法人の駐在員事務所」とは、ベトナムの法律により許可された市場調査並びに一部の商業促進活動を行うことを目的として、ベトナムの法律に従い設立された外国法人の従属的単位をいう。
7. 「ベトナムにおける外国法人の支店」とは、ベトナムの法律或いはベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に従い、ベトナムにおいて設立され商業活動を行う外国法人の従属的単位をいう。
8. 「物品の売買」とは、契約に従い、売主が物品の引渡、当該物品に対する所有権の買主への移転、並びに対価を受領する義務を負い、買主が対価の支払、当該物品の引受及び所有権を受領する義務を負う商業活動をいう。
9. 「サービスの提供」とは、契約に従い、一方の当事者(「サービス提供者」)が他方の当事者へのサービスの提供並びに対価を受領する義務を負い、他方の当事者(「顧客」)が当該サービス提供者への対価の支払並びに当該サービスを利用する義務を負う商業活動をいう。
10. 「商業促進活動」とは、物品の売買又はサービスの提供の機会を探索又は増大させるための活動をいい、物品又はサービスの販売促進活動、商業広告、展示、及び紹介、並びに商品見本市及び展示会をいう。
11. 「商業的仲介活動」とは、単独又は複数のある特定の商人のために商業取引を行うことを目的とする法人による活動をいい、法人の仲介、物品の委託売買、並びに代理をいう。
12. 「契約違反」とは、一方の当事者が自らの行った契約或いはこの法律に基づく義務の全部又は一部を遂行しないことをいう。
13. 「基本的契約違反」とは、契約違反のうち、一方の当事者が契約違反により他方の当事者へ損害を与え、当該損害により当該他方の当事者が契約を締結した目的を達成できない場合のものをいう。

14. 「物品の原産地」とは、ある物品が生産された国又は地域をいい、物品の生産が複数の国又は地域で行われた場合、最終的且つ基本的な工程が行われた国又は地域をいう。

15. 「書面と同等の有効性を持つ様式」とは、法律に準拠した電報、テレックス、ファクシミリ、データ記録、並びにその他様式をいう。

第4条 (この法律及び関連法の適用)

1. 商業活動はこの法律及びその他関連法に準拠しなければならない。
2. その他法律に定められる特定の商業活動については、当該その他の法律の規定が適用される。
3. この法律又はその他法律に定めのない商業活動については、民法の規定が適用される。

第5条 (国際条約及び外国の法律並びに国際的商慣習の適用)

1. ベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約において、この法律に矛盾する外国の法律又は国際的商慣習或いはその他規定の適用が定められている場合、当該国際条約の規定が適用される。
2. 国際商取引において、その当事者は、外国の法律又は国際的商慣習の適用に合意することができる。但し、当該外国の法律又は国際的商慣習がベトナムの法律の基本原則に違反していない場合に限る。

第6条 (商人)

1. 商人は、合法的に設立された法人並びに独立し且つ継続的に商業活動を行う個人で、商業登記しているものをいう。
2. 商人は、法律に禁止されない範囲で、職業 (professions) 又は業務 (trades) として、あらゆる地域 (area) ¹ において、あらゆる形態及び方法により、商業活動を行う権利を有する。
3. 国家は、合法的に商業活動を行う商人の権利を保護しなければならない。
4. 国家は、国家利益を保障するため、特定の物品又はサービスについて或いは特定の地域において、一定期間ある商業活動を独占する権利を有する。政府は、国家がその独占権を持つ特定の物品及びサービス並びに地域の一覧を公布する。

第7条 (商人の商業登記義務)

商人は、法律に従い商業登記を行わなければならない。但し、全ての商人は、商業登記前であっても、この法律及びその他関連法に従い、当該商人が行う全ての商業活動に対して責任を負う。

第8条 (商業活動に関する行政機関)

1. 政府は、統一した基準に従い、商業活動を監督する。
2. 商務省 (Ministry of Trade) は、政府に先立ち、物品の売買並びにこの法律に定める特定の商業活動を監督する。
3. 各省及びその同等機関は、その責務及び権限の範囲内で、管轄分野における商業活動を監督する。
4. あらゆる級 (クラス) の人民委員会は、政府の分級に従い特定の地域内における商業活動を監督する。

第9条 (商業協会)

1. 商人の法律上の権利及び利益の保護、商業発展への商人の参加促進、並びに商業に関する法律の普及及び浸透を目的として、商業協会を設立する。
2. 商業協会は、法律に従い組織、運営される。

第2節 商業活動における基本原則

第10条 (商業活動を行う商人の法の下での平等の原則)

全ての商人は、その事業にかかわらず、商業活動を行う期間に亘って、法の下で平等である。

第11条 (商業活動における自由且つ自由意志による合意の原則)

1. 全ての者は、法律又は公序良俗に反しない限り、商業活動における権利及び義務を定めるため、自由に合意する権利を有し、国家は、これらの権利を尊重、保護しなければならない。
2. 全ての者は、完全なる自由意志により、商業活動を行い、いかなる者も他者に強制、強要、脅迫したり、又は他者を妨害してはならない。

第12条 (商業活動において当事者間で[事前に]²定められた慣習適用の原則)

別段の合意のない限り、当事者は、法律に違反しない範囲で、その商業活動において、当事者間で知っていた又は知り得ていた[事前に]定められた慣習を自動的に適用するものと看做される。

第13条 (商業活動における慣習適用の原則)

法律に定めがなく、また、当事者間での合意並びに当事者間で[事前に]定められた慣習もない場合、この法律又は民法に定める原則に違反しない限り、商慣習が適用される。

第14条 (消費者の正当な利益保護の原則)

1. 商業活動を行う全ての商人は、それらが従事する物品及びサービスに関する完全且つ正確な情報を消費者へ提供しなければならない。それら情報の正確性については当該商人の責任とする。

¹英訳者 (アレン・アーサー・ロビンソン) 脚注: 「地理的地域」の意。「場所 (locations)」でも可。

²英訳者 (アレン・アーサー・ロビンソン) 脚注: ベトナム語原文にない表現で、読者の理解のために本英訳文に追記した語句を□内に示し、以下、同様とする。

2. 商業活動を行う全ての商人は、それらが従事する物品及びサービスの品質並びに合法性に対して責任を負う。

第15条 (商業活動におけるデータ記録の法的有効性認識の原則)

全てのデータ記録は、法律に定める条件及び技術基準を満たしている限り、商業活動において書面と同様の法的有効性を有していると認識される。

第3節 ベトナムで商業活動を行う外国商人

第16条 (ベトナムで商業活動を行う外国商人)

1. 「外国商人」とは、外国の法律に従い登記され或いは外国の法律により承認されている商人をいう。
2. 外国商人は、ベトナム国内において、駐在員事務所及び支店、並びにベトナムの法律に定められた組織形態に従い外国資本を有する法人を設立することができる。
3. ベトナム国内に所在する外国商人の駐在員事務所及び支店は、ベトナムの法律に定められた権利並びに義務を有する。外国商人は、ベトナム国内に所在するその駐在員事務所及び支店の全ての活動に対してベトナムの法律の下に責任を負う。
4. ベトナムの法律或いはベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に従い外国商人がベトナム国内に設立した外国資本を有する法人は、ベトナムの商人と看做される。

第17条 (駐在員事務所の権利)

1. 駐在員事務所は、駐在員事務所の設立許可証に記載された目的及び範囲並びに期間に厳格に従い、業務を行うことができる。
2. 駐在員事務所は、その業務に必要な範囲で、事務所を賃借し並びに施設及び設備を賃借及び購入することができる。
3. 駐在員事務所は、ベトナムの法律に従い、駐在員事務所内で就業するベトナム人及び外国人を雇用することができる。
4. 駐在員事務所は、ベトナムにおける業務を許可されている銀行において外貨建又は外貨を資金源とするベトナムドン建口座を開設し、駐在員事務所の業務のみを目的として当該口座を利用することができる。
5. 駐在員事務所は、ベトナムの法律に従い、駐在員事務所の名が記載された印を保有することができる。
6. 駐在員事務所はその他法律に定める権利を有する。

第18条 (駐在員事務所の義務)

1. 駐在員事務所は、ベトナム国内で直接的に営利目的の活動を行ってはならない。
2. 駐在員事務所認められる商業的促進活動の範囲は、この法律の定めるところに限定される。

3. 駐在員事務所は、外国商人の[名の下に及び代理として]商業上の契約を締結したり、既に締結された契約を修正又は追加してはならない。但し、駐在員事務所の所長が外国商人より合法的に代理権を付与されている場合、並びにこの法律の第17条第2号及び第3号並びに第4号に定められる事由を除く。

4. 駐在員事務所は、租税及び手数料並びに諸費用を支払うとともに、ベトナムの法律に定める財務上の義務を遂行しなければならない。

5. 駐在員事務所は、ベトナムの法律に従い、駐在員事務所の活動内容を報告しなければならない。

6. 駐在員事務所はその他法律に定める義務を負う。

第19条 (支店の権利)

1. 支店は、その業務に必要な範囲で、事務所を賃借し並びに施設及び設備を賃借及び購入することができる。
2. 支店は、ベトナムの法律に従い、支店で就業するベトナム人及び外国人を雇用することができる。
3. 支店は、この法律並びに支店の設立許可証に記載された活動に従い、ベトナム国内で契約を締結することができる。
4. 支店は、ベトナムにおける業務を許可されている銀行においてベトナムドン建又は外貨建口座を開設することができる。
5. 支店は、ベトナムの法律に従い、その利益を外国へ送金することができる。
6. 支店は、ベトナムの法律に従い、支店の名が記載された印を保有することができる。
7. 支店は、ベトナムの法律並びにベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に従い、物品の売買及びその他支店の設立許可証に記載された商業活動を行うことができる。
8. 支店はその他法律に定める権利を有する。

第20条 (支店の義務)

1. 支店は、ベトナムの法律に定める会計制度を採用しなければならない。その他一般に利用される会計制度を採用する場合、ベトナム社会主義共和国財務省(Ministry of Finance)より承認を得なければならない。
2. 支店は、ベトナムの法律に従い、支店の活動内容を報告しなければならない。
3. 支店はその他法律に定める義務を負う。

第21条 (外国資本を有する法人の権利及び義務)

外国資本を有する法人の権利及び義務は、ベトナムの法律並びにベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に従い決定される。

第22条 (ベトナム国内での商業活動に対する外国商人への許可付与機関)

1. 政府は、統一した基準に従い、ベトナム国内での商業活動に対する外国商人への許可付与を監督する。
2. 計画投資省(Ministry of Planning and Investment)は、ベトナムの法律に従い、政府に先立ち、ベトナムへ投資する外国商人への許可証の発行を監督する。
3. 商務省(Ministry of Trade)は、ベトナムにおける外国商人の駐在員事務所の設立、並びに、ベトナムの法律に従い、ベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に違反することなく物品の売買或いは物品の売買に直接関係する活動のみに従事するベトナムの支店及び合弁企業並びに全額外国資本の法人の設立に対する許可証の発行を監督する。
4. ベトナム国内での商業活動を行う外国商人へ許可証発行について、特別法により政府に先立ち特定の省又はその同等機関へ権限を付与することが定められている場合、当該特別法の規定を適用する。

第23条 (外国商人のベトナムにおける業務の終了)

1. 外国商人は、以下の何れかの事由が発生した場合、ベトナムにおける業務を終了しなければならない。
 - (a) 許可証に定められた業務期間が終了した場合。
 - (b) 商人が業務の終了を要求し、管轄の国家機関がそれに同意した場合。
 - (c) 管轄の国家機関より法律の違反³ 或いは許可証の規定に対する違反があったとの決定を受けた場合。
 - (d) 破産を宣告された場合。
 - (dd) 駐在員事務所及び支店については、外国の法律に従いその事業を終了した場合、或いはベトナム側当事者との事業協力契約を[解除]した場合。
 - (e) その他法律により定める場合。
2. 外国商人は、ベトナムにおける事業の終了に先立ち、国家並びにベトナムにおいて関係した組織及び個人へ債務を支払うとともに、その他義務を遂行しなければならない。

第2章 物品の売買

第1節 物品の売買としての活動に関する総則

第24条 (物品の売買のための契約形態)

1. 物品の売買のための契約は、口頭又は書面により明示され、若しくは特定の活動をもって決定される。

2. 法律により物品の売買のための契約を書面で作成することが定められている場合、当該法律に準拠しなければならない。

第25条 (取扱禁止物品及び取扱規制物品並びに条件付取扱許可物品)

1. 政府は、最新の社会経済状況並びにベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に基づき、その取扱を禁止又は規制する物品、或いはその取扱について遵守しなければならない条件が付された物品の一覧を公布する。
2. 取扱を規制されている物品或いは取扱について条件が付されている物品は、当該物品並びに買主及び売主が法律に定められた条件を完遂した後においてのみ、その売買が認められる。

第26条 (国内市場に流通する物品に対する緊急措置の適用)

1. 現在合法的に国内市場に流通している物品は、以下の何れかの場合、強制回収、流通禁止、流通の一時停止、条件付流通、或いは許可制流通のうち何れか又はこれら全ての緊急措置の適用対象とする。
 - (a) 当該物品が何らかの伝染病の原因又は感染経路である場合。
 - (b) 何らかの緊急事態が発生した場合。
2. 国内市場に流通する物品に対する緊急措置適用の発表についての具体的な条件、手順、手続、並びに権限は、法律に従い決定される。

第27条 (物品の国際売買)

1. 物品の国際売買は、輸出、輸入、一時輸入及び再輸出、一時輸出及び再輸入、或いは国境移転(bordergate transfer)の何れかの形態により実施される。
2. 物品の国際売買は、書面による契約又はこれと同等の法律上の有効性を持つその他の形態により実施されなければならない。

第28条 (物品の輸出及び輸入)

1. 「物品の輸出」とは、ベトナムの領土から物品を持出す行為、或いは法律により保税地域と看做されるベトナムの領土内の特別区域に物品を持込む活動をいう。
2. 「物品の輸入」とは、外国から或いは法律により保税地域と看做されるベトナムの領土内の特別区域からベトナムの領土内へ物品を持込む活動をいう。
3. 政府は、最新の社会経済状況並びにベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に基づき、輸出入を禁止する物品の一覧、或いは輸出入にあたり管轄機関より許可証の発行が要求される物品の一覧と許可証発行の手順を公布する。

第29条 (一時輸入及び再輸出[並びに]一時輸出及び再輸入)

³英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳。

1. 「物品の一時輸入及び再輸出」とは、外国から或いは法律により保税地域と看做されるベトナムの領土内の特別区域からベトナムの領土内へ物品を持ち込む行為のうち、同一の物品のベトナムへの輸入手続とベトナムからの輸出手続の両方が含まれるものをいう。
2. 「物品の一時輸出及び再輸入」とは、外国へ或いは法律により保税地域と看做されるベトナムの領土内の特別区域へ物品を持出す行為のうち、同一の物品のベトナムからの輸出手続とベトナムへの再輸入手続の両方が含まれるものをいう。
3. 政府は、一時輸入及び再輸出並びに一時輸出及び再輸入に関して詳細な規則を公布する。

第30条 (物品の国境移転)

1. 「物品の国境移転(bordergate transfer)」とは、ベトナムへの輸入手続又はベトナムからの輸出手続を行うことなく、ある国又は領土で物品を購入し、ベトナムの領土外にある別の国又は領土で販売する行為をいう。
2. 物品の国境移転は以下の何れかの形態で実施される。
 - (a) ベトナムの国境を通過することなく、輸出国から輸入国へ直接物品を輸送する。
 - (b) ベトナムの国境を通過して輸出国から輸入国へ物品を輸送するが、ベトナムへの輸入手続及びベトナムからの輸出手続を行わない。
 - (c) ベトナムの国境を通過して輸出国から輸入国へ物品を輸送するにあたり、当該物品をベトナム国内の保税倉庫又は港の転送地域に持ち込み、ベトナムへの輸入手続及びベトナムからの輸出手続を行わない。
3. 政府は、国境移転に関して詳細な規則を公布する。

第31条 (物品の国際売買活動に対する緊急措置の適用)

首相(Prime Minister)は、必要に応じて、国家安全保障又はその他国家利益を保護するため、また、ベトナムの法律及びベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約を遵守するため、物品の国際売買活動に対する緊急措置の適用を決定する。

第32条 (国内で流通する物品及び輸出入物品の標示)

1. 「標示」とは、物品又はその商業包装に直接接着、印刷、貼付、鋳造、型押、又は刻印された、文書、印刷文書、文字の写真又は図形、絵、或いは画像、若しくはその他物品又はその商業包装に貼付された物をいう。
2. 法律に別段の定めのない限り、国内で流通する全ての物品並びに全ての輸入物品及び輸出物品は標示を有していなければならない。
3. 必要な標示の内容並びに標示方法は政府の規則に準拠する。

第33条 (物品の原産地証明書及び原産地規則)

1. 以下の何れかの場合、物品の輸出入にあたり原産地証明書が要求される。
 - (a) 当該物品に税務上の恩典又はその他恩典が付与されている場合。
 - (b) ベトナムの法律又はベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約により要求される場合。
2. 政府は、輸出入物品の原産地規則に関して詳細な規則を公布する。

第2節 物品売買契約の契約当事者の権利及び義務

第34条 (物品及び物品に関する証券の引渡)

1. 売主は、契約で合意された数量、品質、包装方法、及び保管方法、並びに契約のその他条項に従い、物品及び「物品に関する」証券を引渡さなければならない。
2. 具体的な契約のない場合、売主はこの法律に従い物品及び物品に関する証券を引渡さなければならない。

第35条 (引渡場所)

1. 売主は合意された引渡場所で物品を引渡さなければならない。
2. 物品の引渡場所について具体的な契約のない場合、以下の何れかにより引渡場所を決定する。
 - (a) 当該物品が土地に付随する物である場合、売主は当該対象物が所在する場所で当該物品を引渡さなければならない。
 - (b) 契約において当該物品の輸送に関する条項がある場合、売主は最初の運送人へ当該物品を引渡さなければならない。
 - (c) 契約において当該物品の輸送に関する条項がなく、契約時点において、当該契約の当事者が当該物品の保管場所、荷積場所、製造場所、又は生産場所の何れかを知り得ていた場合、売主はこれらの場所の何れかで当該物品を引渡さなければならない。
 - (d) 前号の何れも該当しない場合、売主はその事業場所、或いは売主が事業場所を有していない場合、当該物品の売買契約締結時点での売主の居住場所で当該物品を引渡さなければならない。

第36条 (物品の引渡しに運送人が関与する場合の責任)

1. 売主は、一旦運送人へ引渡しした物品について、符号、記号、輸送証券、或いはその他手段により、[当該物品を]明確に識別できない場合、当該物品が既に運送人へ引渡されたことを買主へ通知するとともに、輸送される物品の名称及び当該物品の識別方法を明確にしなければならない。

2. 売主は、物品の輸送を手配する義務を負う場合、具体的な状況に応じた輸送手段を選択し、当該輸送手段に通常適用される条件に従い、当該物品が目的地へ到着することを保障するために必要な契約を締結しなければならない。

3. 売主は、物品の輸送中における保険を付保する義務を負わない場合、買主の要求に応じて、当該物品及びその輸送に関する全ての必要情報を買主へ提供し、買主が円滑に保険を付保できるようにしなければならない。

第37条 (物品の引渡期限)

1. 売主は契約で合意した引渡日時に物品を引渡さなければならない。

2. 具体的な引渡日時を定めることなく、物品の引渡期限についてのみ合意されている場合、売主は、当該期限内にいつでも物品を引渡す権利を有するが、[その引渡日時を]事前に買主へ通知しなければならない。

3. 物品の引渡期限について合意されていない場合、売主は、契約締結後合理的な期間内に物品を引渡さなければならない。

第38条 (合意した引渡期限前の物品の引渡)

当事者間で別段の合意のない限り、売主が合意した引渡期限前に物品を引渡した場合、買主は当該物品の受諾又は受諾拒否を選択する権利を有する。

第39条 (契約に合致しない物品)

1. 契約に具体的な条項のない場合、以下の何れかに該当する物品は契約に合致しないものと看做される。

- (a) 当該物品がそれと同一種類の物品における通常の利用に適さない場合。
- (b) 当該物品が買主から売主へ事前に通知された或いは契約締結時点で売主が知り得ていた具体的な目的に適さない場合。
- (c) 当該物品が事前に売主から買主へ提供された見本と同様の品質でない場合。
- (d) 当該物品がそれと同一種類の物品に通常利用される方法で保管又は包装されていない場合、或いは通常利用される保管方法がなければ、物品を適切に保管する方法で保管又は包装されていない場合。

2. 買主は、本条第1項に定める契約に合致しない物品の受諾を拒否する権利を有する。

第40条 (契約に合致しない物品に対する責任)

当事者間で別段の合意のない限り、契約に合致しない物品に対する責任について以下の規定を適用する。

1. 売主は契約締結時点で買主が知っていた又は知り得ていた物品の欠陥に対して責任を負わない。

2. 本条第1項に定める場合を除き、売主は、この法律に定める苦情申立期限まで、買主へ物品の危険負担が移転する前に存在していた物品の欠陥に対して責任を負う。この場合、危険負担移転後に発見された欠陥をも含む。

3. 売主は危険負担の移転後に発生した物品の欠陥に対して、当該欠陥が売主の契約違反に起因する場合、その責任を負う。

第41条 (引渡した物品の数量が不足していた場合及び引渡した物品が契約に合致しない場合の救済措置)

1. 当事者間で別段の合意のない限り、契約において具体的な引渡日時を特定することなく物品の引渡期限のみ定められており、売主が当該期限内に物品を引渡したが、引渡した物品の数量が不足していた場合或いは引渡した物品が契約に合致していなかった場合、売主は、当該期限内に、不足分を引渡し、契約に合致しない物品を[契約に合致した]物品と交換し、或いは契約に合致しない物品を修正することが認められる。

2. 売主が本条第1項に定める救済措置を講じた結果、買主に不利益を生じさせた場合或いは買主に不当な経費が発生した場合、買主は当該不利益の補填或いは当該費用の支払を売主へ要求する権利を有する。

第42条 (物品に関する証券の引渡)

1. 証券の引渡についての合意のある場合、売主は合意した期限及び場所並びに方法に従い、物品に関する証券を買主へ引渡す義務を負う。

2. 契約において物品に関する証券の買主への引渡の期限及び場所についての条項がない場合、売主は買主が物品を受諾する合理的な日時及び場所当該証券を買主へ引渡す義務を負う。

3. 売主は、合意した期限内に物品に関する証券を引渡した場合、当該期限内であれば、当該証券における誤謬を訂正することができる。

4. 売主が本条第3項に定める救済措置を講じた結果、買主に不利益を生じさせた場合或いは買主に不当な経費が発生した場合、買主は当該不利益の補填或いは当該費用の支払を売主へ要求する権利を有する。

第43条 (物品の過剰引渡)

1. 売主が過剰に物品を引渡した場合、買主は過剰分の受諾又は受諾拒否を選択する権利を有する。

2. 当事者間で別段の合意のない限り、買主は受諾した過剰分に対して契約で合意した価格を支払わなければならない。

第44条 (物品の引渡前検査)

1. 買主又はその代理人が引渡に先立ち物品の検査を実施することが当事者間で合意されている場合、売主は買主又はその代理人が当該検査を実施できる状況を保証しなければならない。

2. 当事者間で別段の合意のない限り、本条第1項に定める事由において、買主又はその代理人は状況を鑑み得る限り短期間で物品を検査しなければならぬ。契約に物品の輸送に関する条項のある場合、物品がその目的地へ輸送されるまで検査を延期することができる。

3. 買主又はその代理人が契約で合意した物品の引渡に先立つ検査を実施しなかった場合、売主は契約に従い当該物品を引渡す権利を有する。

4. 売主は、買主又はその代理人が知っていた若しくは知り得ていたにもかかわらず、検査実施後合理的な期間内に売主へ通知しなかった物品の欠陥に対して責任を負わない。

5. 買主又はその代理人が物品を検査した場合も、売主は、通常の検査では発見し得ず、売主が知っていた又は知り得ていたにもかかわらず買主へ通知しなかった物品の欠陥に対して引続き責任を負う。

第45条 (物品の所有権に関する保証義務)

売主は以下のことを保証しなければならない。

1. 販売された物品の買主の所有権に対して、いかなる第三者とも係争が生じていないこと。
2. 物品が合法であること。
3. 物品の譲渡が合法であること。

第46条 (物品の知的所有権に関する保証義務)

1. 売主は知的所有権を侵害する物品を販売してはならない。売主は販売した物品に関して知的所有権に関する係争のある場合、その責任を負う。
2. 買主は、自らの提供する技術図面、設計、方式、又はその他詳細データへの遵守を売主に要求する場合、売主が当該要求を遵守した結果生じた知的所有権の侵害に関する一切の苦情に対して責任を負う。

第47条 (通知要求)

1. 売主は、引渡した物品に関する第三者の苦情について、当該苦情を承知した又は承知し得た後直ちに買主へ通知しなかった場合、この法律の第46条第2項の規定に依拠する⁴権利を喪失する。但し、買主が当該苦情を承知していた又は承知し得ていた場合を除く。
2. 買主は、引渡された物品に関する第三者の苦情について、当該苦情を承知した又は承知し得た後直ちに売主へ通知しなかった場合、この法律の第45条及び第46条第1項の規定に依拠する権利を喪失する。但し、売主が当該苦情を承知していた又は承知し得ていた場合を除く。

第48条 (物品が民事上の義務遂行のために担保として利用される場合 (where goods are used as security for performance of civil obligation)⁵の売主の義務)

販売される物品が民事上の義務遂行のために担保として利用される場合、売主は当該担保について買主へ通知する義務を負い、担保の受益者が当該物品の売買に同意していなければならない。

第49条 (物品に対する保証義務)

1. 売買された物品に保証が付される場合、売主は[当該保証において]合意した内容及び期間に従い当該物品に対して責任を負う。
2. 売主は可能な限り最短期間内に保証義務を遂行しなければならない。
3. 当事者間で別段の合意のない限り、売主は保証に関する全ての経費を負担しなければならない。

第50条 (支払)

1. 買主は合意に基づき購入した物品の対価を支払い、物品の引受を承諾する義務を負う。
2. 買主は合意した手順及び手続並びにこの法律に従い、支払方法を遵守し支払を行わなければならない。
3. 買主は、その危険負担が売主から買主へ移転した後に物品が紛失又は破損した場合も、当該紛失又は破損が売主の過失に因らない限り、当該物品の対価を支払わなければならない。

第51条 (物品の対価の支払保留)

別段の合意のない限り、物品の対価の支払保留について以下の規定を適用する。

1. 買主は、売主側の不正行為の証拠を得た場合、支払を保留する権利を有する。
2. 買主は、物品が係争中のものであることの証拠を得た場合、当該係争が解決されるまで、支払を一時的に保留する権利を有する。
3. 買主は、売主が契約に合致しない物品を引渡したことの証拠を得た場合、売主が当該不一致を修正するまで、支払を一時的に保留する権利を有する。
4. 買主は、本条第2項又は第3項に定める支払の一時的な保留において、買主の提出した証拠が不正確なものであり、売主に損失が生じた場合、売主へ当該損失に対する損害賠償を支払うとともに、この法律に定めるその他救済措置を講じなければならない。

第52条 (対価の決定)

⁴英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では「参照する(refer to)」。

⁵英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では「物品が民事上の義務遂行のための担保方法の目的物である場合 (where the goods are the object of a security measure for performance of a civil obligation)」。

物品の対価及びその決定方法についての合意、並びにその他対価に関する指針がない場合、当該物品の対価は、引渡方法、売買日、地理的市場、支払方法、並びにその他対価に影響する条件が類似する同一種類の物品の対価に基づき決定される。

第53条 (重量に基づく対価の決定)

別段の合意のない限り、物品の対価を重量に基づき決定する場合、当該重量は正味重量であることとする。

第54条 (支払場所)

買主は、具体的な支払場所についての合意のない場合、以下の何れかの場所で売主へ支払を行わなければならない。

1. 契約締結時点での売主の事業場所、或いは売主が事業場所を有していない場合、売主の居住場所。
2. 物品又は証券の引渡と同時に支払を行う場合、当該物品又は証券が引渡される場所。

第55条 (支払期限)

別段の合意のない限り、支払期限について以下の規定を適用する。

1. 買主は、売主が物品又は物品に関する証券を引渡した時点で売主へ支払を行わなければならない。
2. 買主は、この法律の第44条の定めに従い合意されている場合、物品の検査を完了できる状態になるまで、支払を行う義務を負わない。

第56条 (物品の受諾)

買主は、契約に従い物品を受諾するとともに、売主が物品を引渡すことを援助するため合理的な措置を講じる義務を負う。

第57条 (引渡場所が特定されている場合の危険負担の移転)

別段の合意のない限り、売主がある特定の場所で買主へ物品を引渡す義務を負う場合、当該物品の紛失又は破損に対する危険負担は、売主が当該物品の所有権を確認する証券を保持する権限を有している場合も、当該物品が買主へ引渡された時点、或いは買主の指定した者が当該場所において当該物品を受諾した時点で買主へ移転される。

第58条 (引渡場所が特定されていない場合の危険負担の移転)

別段の合意のない限り、契約に物品の輸送についての条項があり、売主がある特定の場所で物品を引渡す義務を負わない場合、当該物品の紛失又は破損に対する危険負担は、当該物品が最初の運送人へ引渡された時点で買主へ移転される。

第59条 (運送人以外の引渡受託者へ物品が引渡される場合の危険負担の移転)

別段の合意のない限り、物品が運送人以外の引渡受託者により所持される場合、当該物品の紛失又は破損に対する危険負担は、以下の何れかの時点で買主へ移転される。

1. 買主が当該物品の所有権を確認する証券を受諾した時点。
2. 引渡受託者が当該物品を買主が所有する権利を承認した時点。

第60条 (輸送中の物品の危険負担の移転)

別段の合意のない限り、契約の対象が輸送中の物品である場合、当該物品の紛失又は破損に対する危険負担は、契約締結時点で買主へ移転される。

第61条 (その他の場合における危険負担の移転)

別段の合意のない限り、その他の場合における危険負担の移転について以下の規定を適用する。

1. この法律の第57条、第58条、第59条、又は第60条の規定の何れにも該当しない場合、物品の紛失又は破損に対する危険負担は、買主が当該物品を管理する権利(the right of control of the goods)⁶を得られたにもかかわらず、契約違反により当該物品の受諾を怠った時点で買主へ移転する。
2. 符号、記号或いは輸送証券により、物品を明確に識別できない場合、物品が買主へ通知されていない場合、或いはその他の手段により物品を立証できない場合、当該物品の紛失又は破損に対する危険負担は買主へ移転されない。

第62条 (物品の所有権の移転)

法律により別段の定めのない限り、若しくは当事者間で別段の合意のない限り、物品の所有権は当該物品が引渡された時点で売主から買主へ移転する。

第3節 商品取引所を通じた物品の売買 (purchase and sale of goods)⁷

第63条 (商品取引所を通じた物品の売買)

1. 「商品取引所(Commodity Exchange)を通じた物品の売買」とは、商品取引所で商品取引所の基準に従い、契約締結時点で合意した対価をもって、ある種類の物品をある数量売買することが当事者間で合意され、物品の引渡日時が将来のある時点で特定された商業活動を行う。
2. 政府は、商品取引所を通じた物品の売買に関して詳細な規則を公布する。

第64条 (商品取引所を通じた物品の売買のための契約)

1. 商品取引所を通じた物品の売買のための契約は、先物契約及びオプション契約より成る。

⁶英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:「当該物品の処置方法を決定する権利(the right of determine what to do with the goods)」でも可。

⁷英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:ベトナム語原文では第3条第8項で定義した表現を利用しているため、「物品の売買(purchase and sale of goods)」とした。「商取引(trading of commodities)」でも可。

2. 「先物契約」とは、契約で合意した将来のある時点において、売主が物品を引渡すことを保証し、買主が当該物品を受諾することを保証する契約をいう。

3. 「コールオプション契約又はプットオプション契約」とは、それによりオプションの買主が予め決められた価格（「約定価格」）である[種類の]物品を購入若しくは販売される権利を購入するため、一定の金額（「オプション価格」）の支払義務を負う契約をいう。オプションの買主は、当該物品の買付又は売付を行使する若しくは行使しないことを選択する権利を有する。

第65条 (先物契約当事者の権利及び義務)

1. 買主は、売主が契約に従い物品の引渡を履行した場合、当該物品を受諾しその対価を支払う義務を負う。

2. 買主は、当事者間で物品の受諾に代わり現金での決済⁸ (make a cash settlement in lieu of accepting the goods) が合意された場合、契約で合意した価格と契約締結時点で商品取引所より発表された市場価格との差額を売主へ支払わなければならない。

3. 売主は、両当事者間で物品の引渡に代わり現金での決済が合意された場合、契約締結時点で商品取引所より発表された市場価格と契約で合意した価格との差額を買主へ支払わなければならない。

第66条 (オプション契約当事者の権利及び義務)

1. コールオプション又はプットオプションの買主は、当該オプションの保有者となるためオプション価格を支払わなければならない。オプション購入にあたり支払われる金額は当事者間の合意に基づく。

2. コールオプションの保有者は契約に定められた物品を購入する権利を有するが、当該物品を購入する義務を負わない。売主は、コールオプション保有者がオプションの行使(perform the contract)を選択した場合、当該コールオプション保有者へ物品を販売しなければならない。売主は、当該物品を販売しない場合、契約で合意した価格とオプション行使時点で (when the contract is performed)商品取引所より発表された市場価格との差額を当該コールオプション保有者へ支払わなければならない。

3. プットオプションの保有者は契約に定められた物品を販売する権利を有するが、当該物品を販売する義務を負わない。買主は、プットオプション保有者がオプションの行使(perform the contract)を選択した場合、当該プットオプション保有者より物品を購入しなければならない。買主は、当該物品を購入しない場合、契約で合意した価格とオプション行使時点で (when the contract is performed)商品取引所より発表された市場価格との差額を当該プットオプション保有者へ支払わなければならない。

4. 契約の有効期間内にコールオプション保有者又はプットオプション保有者がオプションの行使(perform the contract)を選択しなかった場合、当該契約は自動的に満了となる。

⁸英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では、「現金で支払い、物品を受諾しないこと(make a payment in cash and not accept the goods)」。

第67条 (商品取引所)

1. 商品取引所は以下の機能を持つ。

- (a) 物品の売買としての取引行為に必要な物理的且つ技術的設備の提供。
- (b) 取引活動の実施。
- (c) 流通市場で随時形成される具体的な価格の発表。

2. 政府は、商品取引所の設立条件、権限、責任、並びに運営綱領の承認に関して詳細な規則を公布する。

第68条 (商品取引所で取引される⁹(to be traded) 物品)

商務大臣(Minister of Trade)は、商品取引所で取引[が許可]される物品の一覧を公布する。

第69条 (商品取引所を通じた物品の売買における仲介人 (Broker in purchase and sale of goods via Commodity Exchange)¹⁰)

1. 商品取引所を通じた物品の売買における仲介人は、法律に定める全ての条件を満たしている場合に限り、商品取引所で業務を行うことを認められる。政府は、商品取引所を通じた物品の売買における仲介人の活動の条件に関して詳細な規則を公布する。

2. 商品取引所を通じた物品の売買における仲介人行為のみを行うことを許可され、商品取引所を通じた物品の売買のための契約当事者となることはできない。¹¹

3. 商品取引所を通じた物品の売買における仲介人は、物品の売買における仲介より生じる自らの義務の遂行を保証するため、商品取引所へ保証金(deposit)を支払わなければならない。保証金の金額については商品取引所の規定に準拠する。

第70条 (商品取引所を通じた物品の売買における仲介人の禁止行為)

商品取引所を通じた物品の売買における仲介人に対して以下の行為を禁止する。

⁹英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:ベトナム語で「取引を行う(carry out a transaction)」という意味を持つ語句は「取引する(trade)」と訳す。

¹⁰英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では「商品取引所を通じた物品の売買において仲介人となる商人(Business entities being brokers in purchase and sale of goods via Commodity Exchange)」。

¹¹英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:通常、英語では、同様の規定について、「仲介人は他者のための取引を行うことのみを許可され、自らのために取引することはできない(A broker shall only be permitted to trade for the account of others and shall not be permitted to trade for its own account)」と表現される。

1. 損失の全部又は一部の補償を約束し或いは利益を保証することにより顧客を契約へ勧誘すること。
2. 顧客との契約なしに物品を売込むこと或いは仲介を行うこと。
3. 顧客のための仲介において虚偽の価格又はその他詐欺的方法を利用すること。
4. 顧客と合意した契約に従った仲介を拒否すること或いは契約の仲介を不当に遅延させること。
5. この法律の第71条第2項に定めるその他禁止行為。

第71条 (商品取引所を通じた物品の売買における禁止行為)

1. 商品取引所の職員 (personnel) は、商品取引所を通じた物品の売買並びにその仲介を行ってはならない。
2. 商品取引所を通じた物品の売買に関係する者に対して以下の行為を禁止する。
 - (a) 先物契約又はオプション契約で取引される若しくは取引される可能性のある物品の数量に関する詐欺的或いは虚偽的行為、並びに先物契約又はオプション契約における物品の実際価格に関する詐欺的或いは虚偽的行為。
 - (b) 商品取引所を通じて売買される物品の取引又は市場或いは価格に関する紛らわしい情報の提供。
 - (c) 商品取引所における物品市場 (goods market) を混乱させる違法な方法の採用。
 - (d) 法律に定めるその他禁止行為。

第72条 (非常事態における行政措置の実施)

1. 「非常事態」とは、物品市場が混乱し、それにより需要と供給のバランスを反映した商品取引所を通じた取引が不可能となる事態をいう。
2. 商務大臣 (Minister of Trade) は非常事態が発生した場合、以下の措置を実施する権利を有する。
 - (a) 商品取引所における取引の一時停止。
 - (b) 一定の価格又は数量内での物品取引の規制。
 - (c) 取引スケジュールの変更。
 - (d) 商品取引所の運営綱領の変更。
 - (dd) 政府が定めるその他必要な措置。

第73条 (外国の商品取引所を通じて物品の売買を行う権利)

ベトナムの商人は政府の規則に従い外国の商品取引所を通じて物品を売買する権利を有する。

第3章 サービスの提供

第1節 サービスの提供に関する総則

第74条 (サービス契約の形態)

1. サービス契約は、口頭又は書面により明示され、或いは特定の行為をもって決定される。
2. 法律によりサービス契約を書面で作成することが定められている場合、当該法律に準拠しなければならない。

第75条 (サービスを提供又は利用する商人の権利)

1. この法律或いはベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に別段の定めのない限り、商人は以下の通りサービスを提供する権利を有する。
 - (a) ベトナムの領土内での利用を目的とするベトナム居住者へのサービスの提供。
 - (b) ベトナムの領土内での利用を目的とするベトナム非居住者へのサービスの提供。
 - (c) 外国での利用を目的とするベトナム居住者へのサービスの提供。
 - (d) 外国での利用を目的とするベトナム非居住者へのサービスの提供。
2. この法律或いはベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に別段の定めのない限り、商人は以下の通りサービスを利用する権利を有する。
 - (a) ベトナムの領土内で提供されたベトナム居住者のサービスの利用。
 - (b) ベトナムの領土内で提供されたベトナム非居住者のサービスの利用。
 - (c) 外国で提供されたベトナム居住者のサービスの利用。
 - (d) 外国で提供されたベトナム非居住者のサービスの利用。
3. 政府は、様々な種類のサービスについての税務政策の実施、及び輸出入の管理目的上適用される居住者及び非居住者の判断基準に関して具体的な規則を公布する。

第76条 (取扱禁止サービス及び取扱規制サービス並びに条件付取扱許可サービス)

1. 政府は、最新の社会経済状況並びにベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に基づき、その取扱を禁止又は規制するサービス、或いはその取扱について遵守しなければならない条件を付されたサービスの一覧を公布する。

2. 取扱を規制されているサービス或いは取扱について条件が付されているサービスは、当該サービス並びにその提供に
関係する当事者が法律に定められた条件を完全に満たした
後においてのみ、その提供が認められる。

第77条 (サービスの提供及び利用に対する緊急措置の適用)

首相は、必要に応じて、国家安全保障又はその他国家利益を保護する
ため、また、ベトナムの法律及びベトナム社会主義共和国を加盟国とする国
際条約を遵守するため、単独又は複数のサービスの提供及び利用の一時的な
禁止並びに単独又は複数の市場において一定期間適用されるその他
緊急措置を含む、サービスの提供及び利用に対する緊急措置の適用を決
定する。

第2節 サービス契約当事者の権利及び義務

第78条 (サービス提供者の義務)

別段の合意のない限り、サービス提供者は以下の義務を負う。

1. [自らが当事者である]合意及びこの法律に従いサービスを
提供するとともにその他関連する行為を行う。
2. サービスを実施するために引渡された材料及び設備を保管
し、サービス完了後これらを顧客へ返却する。
3. 完全なサービスの提供を保証できない程度に情報および資
料が不足し、又は設備が不十分な場合、直ちに顧客へ通知
する。
4. そのように合意した場合或いは法律により要求される場合、
サービスの提供において知り得た情報の秘密を保持する。

第79条 (成果基準によるサービス提供者の義務)

別段の合意のない限り、提供するサービスの性質上サービス提供者に一
定の成果が要求される場合、当該サービス提供者は、サービス提供におい
て、契約に定める条件及び目的に従い適切な成果を達成しなければなら
ない。契約において獲得すべき成果の基準についての条項のない場合、サ
ービス提供者は、サービス提供において、当該サービスの性質に通常適用
される基準に従い適切な成果を達成しなければならぬ。

第80条 (最大努力及び能力基準によるサービス提供者の義務)

別段の合意のない限り、提供するサービスの性質上サービス提供者に目
標成果達成のための最大努力が要求される場合、当該サービス提供者は、
最大努力及び能力によりサービスを提供する義務を遂行しなければなら
ない。

第81条 (サービス提供者間の協力)

合意に従い若しくは特定の状況において、複数のサービス提供者により
共同して或いはその他サービス提供者の協力の下単独のサービス提供者
によりサービスが提供される場合、各サービス提供者は以下の義務を負う。

1. 作業の進捗状況及びサービスの提供に関する要件につ
いてその他サービス提供者と情報を交換するとともに、その他
サービス提供者の業務の妨げとならない時間及び方法でサ
ービスを提供する。

2. その他サービス提供者と協力するために必要な活動を実施
する。

第82条 (サービスの完了期限)

1. サービス提供者は契約で合意した期限内にサービスの提供
を完了しなければならない。
2. 契約にサービスの完了期限についての条項のない場合、サ
ービス提供者は、当該サービスの完了期限に関する顧客の
具体的な要件を含め、承知しているあらゆる条件及び状況
を考慮し、契約締結後合理的な期間内にサービスを完了し
なければならない。
3. サービス提供者は、サービスを完了するにあたり、顧客又は
その他サービス提供者がある条件を満たすことが要求される
場合、当該条件が満たされるまでサービスを完了させる義務
を負わない。

第83条 (サービス提供中の顧客の変更要求)

1. サービス提供者は、サービス提供中、合理的な範囲内で顧
客の変更要求に応じなければならない。
2. 別段の合意のない限り、顧客は合理的な範囲内で自らの変
更要求により発生する費用を負担しなければならない。

第84条 (サービスの完了期限後における継続的なサービスの提供)

サービス提供者は、完了期限までにサービスを完了できず、顧客が異議
を申立てない場合、合意した詳細に従い引き続きサービスを提供すると
ともに、発生した損害を補償しなければならない。

第85条 (顧客の義務)

別段の合意のない限り、顧客は以下の義務を負う。

1. 契約で合意したサービスの対価を支払う。
2. サービスが遅延なく継続的に提供されるために全ての計画
及び指示並びにその他詳細を適宜提供する。
3. サービス提供者が適切な方法でサービスを提供できるように
あらゆる方法で協力する。
4. 複数のサービス提供者により共同して或いはその他サービ
ス提供者の協力の下単独のサービス提供者によりサービ
スが提供される場合、いかなるサービス提供者の作業も妨げら
れないように全てのサービス提供者の作業を調整する。

第86条 (サービス費用(Service fees)¹²⁾)

サービス費用及びその決定方法についての合意並びにサービス費用に
関する指針がない場合、当該サービス費用は、提供方法、提供日、地理的
場所、支払方法、並びにその他サービス費用に影響する条件が類似する
サービスに基づき決定される。

¹²⁾英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では「サービス価格
(service price)」。

第87条 ([サービス費用の]支払期限)

[サービス費用の]支払に関して当事者間で合意及び慣習のない場合、当該サービスに対する支払期限はサービス完了時点とする。

第4章 商業促進活動

第1節 販売促進

第88条 (販売促進)

1. 「販売促進 (promotion)」とは、商人が顧客へ特定の便益を与えることにより物品の売買又はサービスの提供の促進を目的とする商業促進活動の一つである商業活動をいう。
2. 商人は、以下の何れかの形態で販売促進を行う。
 - (a) 自らの事業における物品又はサービスについて販売促進を行う。
 - (b) 販売促進サービスを業とし、他の商人との合意に従い当該商人の物品又はサービスの販売促進を行う。

第89条 (販売促進サービス事業)

「販売促進サービス事業」とは、商人が契約に基づき他の商人の物品又はサービスの販売促進を行う商業活動をいう。

第90条 (販売促進サービス契約)

販売促進サービスの提供のための契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第91条 (販売促進を行う商人の権利)

1. ベトナムの商人又はその支店或いはベトナムにおける外国商人の支店は、自らの物品又はサービスのために販売促進を行うとともに、自らの物品又はサービスの販売促進を販売促進事業を業とする商人へ委託する権利を有する。
2. 商人の駐在員事務所は、代理する商人のためにベトナムにおいて自ら販売促進をしたり、その販売促進を他の商人へ委託してはならない。

第92条 (販売促進の形態)

1. 顧客に無償で物品の見本を提供し又はサービスの見本を利用させる。
2. 顧客に無償で景品として物品を贈呈し又はサービスを提供する。
3. 登録又は発表した一定の販売促進期間中、通常よりも低い価格で物品を販売し或いはサービスを提供する。この形態の対象となる物品又はサービスの価格が国家により管理される場合、政府の規則に従い販売促進を行わなければならない。

4. 物品の販売又はサービスの提供にあたり、顧客が単独又は複数の便益を受領できる物品の購入又はサービスの利用のためのクーポンを付与する。
5. 物品の販売又はサービスの提供に懸賞券を付与し、当選者へ所定の規則に従い賞品を贈呈する。
6. 物品の販売又はサービスの提供にあたり、物品の購入又はサービスの利用と密接に関係するくじ引きへの参加券を付与し、当選者へ所定の規則に従い賞品を贈呈する。
7. 常連顧客に対して購入した物品或いは利用したサービスの数量又は金額を顧客カード又はクーポン或いはその他様式に記録し、その合計に従い賞品を贈呈する。
8. 販売促進を目的として顧客の参加する文化又は芸術或いは娯楽プログラム及びその他イベントを組織する。
9. 商業関連の国家機関の承認するその他販売促進形態。

第93条 (販売促進物品及びサービス)

1. 「販売促進物品及びサービス」とは、商人が物品の販売又はサービスの提供の促進を目的として、販売促進の何れかの形態で利用する物品及びサービスをいう。
2. 販売促進物品及びサービスは、法律上その取引が認められるものでなければならない。

第94条 (販売促進用物品及びサービス並びに販売促進における割引率)

1. 「販売促進用物品及びサービス」とは、商人が景品として利用する或いは顧客へ無償で贈呈する物品又はサービスをいう。
2. 商人は、販売促進用物品又はサービスとして、その事業活動の対象である或いはそれ以外の物品又はサービスを利用することができる。
3. 販売促進用物品及びサービスは、法律上その取引が認められるものでなければならない。
4. 政府は、販売促進活動中の商人に許可される販売促進用物品及びサービスの価値の上限並びに販売促進物品及びサービスの割引率の上限に関して、具体的な規定を公布する。

第95条 (販売促進を行う商人の権利)

販売促進を行う商人は以下の権利を有する。

1. 販売促進の形態及び期間並びに場所、販売促進用物品及びサービスを選択する。
2. この法律の第94条第4項に従い顧客へ付与される具体的な便益を決定する。
3. 販売促進サービスを業とする商人へ自らの販売促進を委託する。

4. この法律の第 92 条に定める販売促進の実施を組織する。

第96条 (販売促進を行う商人の義務)

販売促進を行う商人は以下の義務を負う。

1. 販売促進の実施について法律に定める手順及び手続を厳格に遵守する。
2. この法律の第 97 条に従い顧客へ販売促進活動の詳細¹³(details)を公表する。
3. 公表通りに販売促進活動を正しく実施し、顧客に行った保証を遵守する。
4. この法律の第 92 条第 6 項に定める販売促進において、当選者のない場合、参加者数に従い公表した賞品の価値の 50%を国家予算(State Budget)へ拠出する。

商務大臣(Minister of Trade)は、本項の適用対象となるくじ引きに該当する販売促進の具体的な形態に関して規則を公布する。

5. 販売促進サービスを業とする商人については、販売促進のための契約における合意事項を遵守する。

第97条 (公表内容の詳細)

1. この契約の第 92 条に定める何れかの形態で販売促進を実施する商人は以下の詳細を公表しなければならない。
 - (a) 販売促進活動の名称。
 - (b) 販売促進物品又はサービスの価格並びにこれらを顧客へ引渡すための関連費用。
 - (c) 販売促進を実施する商人の名称及び住所並びに電話番号。
 - (d) 販売促進活動期間、その開始日及び終了日並びに地域。
 - (dd) 販売促進へ参加することによる便益に特定の条件が付される場合、当該販売促進が条件付であることを明確にするとともに、その条件の詳細を公表しなければならない。

2. 本条第 1 項に定める詳細に加え、販売促進を実施する商人は、販売促進に関する以下の詳細を公表しなければならない。
 - (a) この法律の第 92 条第 2 項に定める販売促進形態において、顧客へ景品として贈呈される物品又はサービスの対価。

- (b) この法律の第 92 条第 3 項に定める販売促進形態において、販売促進以前の通常の販売価格からの割引率。

- (c) この法律の第 92 条第 4 項に定める販売促進形態において、物品の購入又はサービスの利用のためのクーポンにより、顧客の受領する金銭的価値或いは具体的な便益、当該物品の販売場所又はサービスの提供場所、並びに当該物品又はサービスの種類。

- (d) この法律の第 92 条第 5 項又は第 6 項に定める販売促進形態において、賞品の種類及びその価値、プログラムへの参加規則、並びに当選者の選出方法。

- (dd) この法律の第 92 条第 7 項又は第 8 項に定める販売促進形態において、顧客が支払わなければならない或いは負担しなければならない費用。

第98条 (公表方法)

1. この法律の第 97 条に定める物品の販売促進に関する公表は以下の何れかの方法でなされなければならない。
 - (a) 当該物品が販売されている或いは販売のために展示されている場所での公表。
 - (b) 当該物品又はその包装上での公表。
 - (c) その他の方法。但し、当該物品を販売するにあたり公表内容を貼付しなければならない。

2. この法律の第 97 条に定めるサービスの販売促進に関する公表は以下の何れかの方法でなされなければならない。
 - (a) 当該サービスが提供されている場所での公表。
 - (b) その他の方法。但し、当該サービスを提供するにあたり公表内容を提示しなければならない。

第99条 (販売促進プログラム及びその詳細に関する情報の秘密保持義務)

販売促進プログラムの実施にあたり管轄の国家機関の承認が要求される場合、当該国家機関は承認まで当該プログラム並びに商人より提供されたその詳細の秘密を厳格に保持しなければならない。

第100条 (販売促進活動における禁止行為)

以下の販売促進活動を行ってはならない。

1. その取扱を禁止若しくは規制されている物品又はサービス、或いはその流通を許可されていない物品又はその提供を許可されていないサービスに関する販売促進活動。
2. その取扱を禁止若しくは規制されている物品又はサービス、或いはその流通を許可されていない物品又はその提供を許可されていないサービスを販売促進に利用すること。

¹³英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳は「情報内容(information contents)」だが、本英訳では以下も同様に「詳細(details)」とする。

3. 18歳以下を対象する酒類(Wines)又はビールの販売促進活動或いはそれらを販売促進に利用すること。
4. その形態を問わず、タバコ又はアルコール度数30%以上の酒類(Wines)の販売促進活動。
5. 物品又はサービスについて顧客を欺くことを目的とした虚偽の或いは紛らわしい販売促進活動。
6. 粗悪品、若しくは環境又は人々の健康或いはその他公共の利益を損なう物品を販売するための販売促進活動。
7. 学校、病院、或いは、国家機関、政治組織、社会政治的組織(socio-political organizations)、及び人民軍(people's armed forces)の事務所における販売促進活動。
8. 実際は贈呈されない或いは実際に贈呈されるものと異なる景品又は賞品の贈呈を約束すること。
9. 不正競争を目的とする販売促進活動。
10. この法律の第94条第4項に従い規定される販売促進用物品及びサービスの価値の上限並びに販売促進物品及びサービスの割引率の上限を超える販売促進活動。

第101条 (商業関連の国家機関への販売促進活動の登録及びその結果報告)

1. 商人は、販売促進活動に先立ち、商業関連の国家機関へ登録するとともに、当該活動完了後、その結果を報告しなければならない。
2. 政府は、商人による国家の商業関連の国家機関への販売促進活動の登録及びその結果報告に関して詳細な規定を公布する。

第2節 商業広告

第102条 (商業広告)

「商業広告」とは、商人が顧客へ自らの物品又はサービスを紹介することを目的として行う商業的促進の一つである商業活動をいう。

第103条 (商業広告を行う権利)

1. ベトナムの商人又はその支店或いはベトナム国内で商業活動を行うことを許可されたベトナムにおける外国商人の支店は、自らの事業活動或いは物品又はサービスのために商業広告を行うとともに、商業広告事業を業とする商人へ自らの商業広告を委託する権利を有する。
2. 商人の駐在員事務所は、自ら商業広告を行ってはならない。駐在員事務所は、[親会社である]商人からその権限を付与されている場合、代理する商人のための商業活動を目的として、商業広告を業とする商人と契約を締結する権利を有する。
3. 外国商人は、ベトナムにおいて自らの物品又はサービスに関する事業活動を商業的に宣伝することを希望する場合、それを商業広告を業とするベトナムの商人へ委託しなければならない。

第104条 (商業広告サービス事業)

「商業広告サービス事業」とは、商人が他の商人のために商業広告を行う商業活動をいう。

第105条 (商業広告作品)

「商業広告作品」は、商業広告を含む画像、行動、音声、話し言葉、書き言葉、表象、色彩、或いは照明による情報より成る。

第106条 (商業広告の手段)

1. 「商業広告の手段」とは、商業広告作品を紹介するために利用する媒体をいう。
2. 商業広告の手段は以下のものより成る。
 - (a) 大量伝達媒体(mass media)。
 - (b) 情報伝達媒体。
 - (c) あらゆる種類の印刷物。
 - (d) あらゆる種類の掲示板、看板、横断幕、パネル、ポスター、固定物、輸送手段、或いはその他可動物
 - (dd) その他。

第107条 (商業広告の手段の利用)

1. この法律の第106条に定める商業広告の手段を利用するにあたっては、管轄の国家機関の公布する規則を遵守しなければならない。
2. 商業広告の手段を利用するにあたっては、以下の要件を遵守しなければならない。
 - (a) 文化及びスポーツ活動、並びに商品見本市及び展示会の媒体、出版、情報、並びにプログラムに関する法律の遵守。
 - (b) 広告場所に関する規則の遵守、並びに、景観、環境、交通の秩序及び安全、社会の安全に悪影響を及ぼさないこと。
 - (c) 大量伝達媒体の各手段に適用される規則に従い程度、音量、時点、及び時間量が正当であること。

第108条 (商業広告作品に関する知的所有権の保護)

商人は法律に従い商業広告に関する知的所有権を保護するため登録する権利を有する。

第109条 (禁止される商業広告)

以下に示す商業広告を禁止する。

1. 国家機密を開示する、或いは国家の独立、主権、安全保障、社会の安全、若しくは社会秩序に悪影響を及ぼす広告。
2. ベトナムの歴史的又は文化的或いは倫理的伝統、美風、若しくは法律に反する広告作品又は手段を利用した広告。
3. 国家がその取扱を禁止又は規制或いは宣伝を禁止している物品又はサービスの広告。
4. タバコ又はアルコール度数 30%以上の酒類(Wines)、宣伝時点でベトナム市場での流通を許可されていない物品又は提供を許可されていないサービスの広告。
5. 国家又はその他法人(organizations)或いは個人の利益を損なう広告の濫用。
6. 自らの物品又はサービスと他の商人の同種の物品又はサービスを直接比較する広告。
7. 物品又はサービスの数量、品質、価格、用法、デザイン、原産地、種類、包装、利用方法、或いは保証期間に関して誤った広告。
8. 知的財産所有権を侵害する物品を利用した又はそれを宣伝することによる、或いは他の法人(organization)又は個人の事前の承認なしに当該法人又は個人の肖像を利用した商人(the entity being advertised)の事業活動の広告。
9. 法律に定める不正競争を目的とする広告。

第110条 (商業広告サービス契約)

商業広告サービスのための契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第111条 (商業広告を委託する者の権利)

別段の同意のない限り、商業広告を委託する者は以下の権利を有する。

1. 商業広告の媒体、方法、内容、手段、範囲、時点、或いは期間を指定する。
2. 商業広告サービス契約の履行を検査及び監視する。

第112条 (商業広告を委託する者の義務)

別段の同意のない限り、商業広告の委託者は以下の義務を負う。

1. 商業広告サービスを提供する者へ物品又はサービスに関する事業活動についての真実且つ正確な情報を提供し、当該情報に対して責任を負う。
2. 商業広告サービスの対価並びに合理的な範囲内のその他費用を支払う。

第113条 (商業広告サービスを提供する者の権利)

別段の同意のない限り、商業広告サービスを提供する者は以下の権利を有する。

1. 商業広告を委託する者に対して、契約に定める合意事項に厳格に従った真実且つ正確な情報の提供を要求する。
2. 商業広告サービスの対価並びに合理的な範囲内のその他費用を受領する。

第114条 (商業広告サービスを提供する者の義務)

別段の同意のない限り、商業広告サービス提供者は以下の義務を負う。

1. 商業広告を委託する者が指定した媒体、方法、内容、手段、範囲、時点、或いは期間に従う。
2. 商業広告を委託する者より提供された情報に従い、物品又はサービスに関する事業活動について真実且つ正確な広告を提供する。
3. 商業広告サービス契約で合意したその他義務を遂行する。

第115条 (商業広告の媒体)

「商業広告の媒体」とは、直接、商業広告作品を出す者をいう。

第116条 (商業広告の媒体の義務)

別段の同意のない限り、商業広告の媒体は以下の義務を負う。

1. この法律の第 107 条に定める商業広告の手段の利用に関する規定を遵守する。
2. 広告の委託者と締結した広告のための契約を履行する。
3. 法律に定めるその他義務を遂行する。

第3節 物品及びサービスの展示紹介

第117条 (物品及びサービスの展示紹介)

「物品及びサービスの展示紹介」とは、商人が顧客への物品又はサービスの紹介を目的として当該物品又はサービス或いはそれらに関する資料を利用する商業的促進の一つである商業活動をいう。

第118条 (物品及びサービスを展示紹介する権利)

1. ベトナムの商人又はその支店或いはベトナムにおける外国商人の支店は、自らの物品又はサービスを展示紹介する権利、当該展示紹介の適切な形態を選択する権利、自ら当該展示紹介を組織する権利、並びに展示紹介サービスを業とする商人へ自らの物品又はサービスの展示紹介を委託する権利を有する。
2. 商人の駐在員事務所は、自らの事務所以外で、代理する商人の物品又はサービスの展示紹介を行ってはならない。駐在員事務所は、[親会社である]商人からその権限を付与されている場合、代理する商人の物品又はサービスの展示紹介を目的として、物品又はサービスの展示紹介を業とする商人と契約を締結する権利を有する。
3. ベトナムでの商業活動を許可されていない外国商人は、ベトナムにおける自らの物品又はサービスの展示紹介を希望す

る場合、それを物品又はサービスの展示紹介を業とするベトナムの商人へ委託しなければならない。

第119条 (物品及びサービスの展示紹介サービス事業)

「物品及びサービスの展示紹介サービス事業」とは、商人が他の商人のために物品又はサービスの展示紹介サービスを提供する商業活動をいう。

第120条 (物品及びサービスの展示紹介の形態)

物品及びサービスの展示紹介の形態には以下のものがある。

1. 物品又はサービスの展示紹介のためのショールームを設置する。
2. 商業センターにおいて、或いは娯楽、スポーツ、文化、又は芸術活動の中で物品又はサービスを展示紹介する。
3. 物品又はサービスの展示紹介を伴うセミナー若しくは会議を開催する。
4. インターネット上若しくは法律に準拠したその他形態で物品又はサービスを展示紹介する。

第121条 (展示紹介される物品又はサービスの条件)

1. 展示紹介される物品又はサービスは合法的な事業活動におけるものでなければならない。
2. 展示紹介される物品又はサービスは法律に定める品質及び標示を有するものでなければならない。

第122条 (展示紹介目的にベトナムへ輸入される物品の条件)

ベトナムにおける展示紹介を目的として輸入される物品は、この法律の第121条に定める規定に加え、以下の条件を満たしていなければならない。

1. 当該物品のベトナムへの輸入が許可されていること。
2. 展示紹介のために一時的に輸入される物品については、展示紹介終了後、一時輸入日より6ヶ月以内に、再輸出されること。当該期限を超過する場合、一時輸入手続を行った税関で延長手続を行うこと。
3. 展示紹介のために一時的に輸入される物品がベトナムにおいて売買される場合は、輸入物品に関するベトナムの法律に準拠しているものであること。

第123条 (禁止される物品及びサービスの展示紹介)

以下の場合、物品及びサービスの展示紹介を禁止する。

1. 国家の安全、社会秩序、社会の安全、景観、環境、又は人々の健康に悪影響を及ぼす物品又はサービスの展示紹介或いはその手段の利用。
2. ベトナムの歴史的又は文化的或いは倫理的伝統、美風に反する物品又はサービスの展示紹介或いはその手段の利用。
3. 国家機密が漏洩される物品又はサービスの展示紹介。

4. 自らの物品との比較を目的に他の商人の物品を展示紹介すること。但し、展示される物品が模造品或いは法律に基づく知的所有権に違反する物品である場合を除く。

5. 品質、価格、用法、デザイン、種類、包装、保証期間、或いはその他品質上の点について、顧客を欺くため実際に取引されているものと異なる見本を展示紹介すること。

第124条 (物品及びサービスの展示紹介サービス契約)

物品及びサービスの展示紹介サービスのための契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第125条 (物品及びサービスの展示紹介を委託する者の権利)

別段の同意のない限り、物品及びサービスの紹介展示を委託する者は以下の権利を有する。

1. 物品又はサービスの展示紹介サービスを提供する者に対して、契約における合意事項の履行を要求する。
2. 物品又はサービスの展示紹介サービス契約の履行を検査及び監視する。

第126条 (物品及びサービスの展示紹介を委託する者の義務)

別段の同意のない限り、物品及びサービスの展示紹介を委託する者は以下の義務を負う。

1. 契約における合意事項に基づき、展示紹介のための完全な物品又はサービス或いは手段をサービス提供者へ提供する。
2. 展示紹介される物品に関する情報を提供し、当該情報に対して責任を負う。
3. 展示紹介サービスの対価並びに合理的な範囲内のその他費用を支払う。

第127条 (物品及びサービスの展示紹介サービスを提供する者の権利)

別段の同意のない限り、物品及びサービスの展示紹介サービスを提供する者は以下の権利を有する。

1. 契約で合意された日程に従い、展示紹介を委託する者へ物品又はサービスの提供を要求する。
2. 契約における合意に従い、展示紹介を委託する者へ展示紹介される物品又はサービスに関する情報或いはその他必要な設備の提供を要求する。
3. 展示紹介サービスの対価並びに合理的な範囲内のその他費用を受領する。

第128条 (物品及びサービスの展示紹介サービスを提供する者の義務)

別段の同意のない限り、物品及びサービスの展示紹介サービスを提供する者は以下の義務を負う。

1. 契約での合意に従い、物品又はサービスの展示紹介を行う。
2. 展示紹介契約の履行期間中、提供された展示紹介用の物品並びに書類及び設備を管理し、展示紹介終了後、これらを展示紹介の委託者へ返却する。
3. 物品又はサービスの展示紹介を委託する者との合意内容(items)に従い、物品又はサービスの展示紹介を行う。

第4節 商品見本市及び展示会

第129条 (商品見本市及び展示会)

「商品見本市又は展示会」とは、商人が売買契約又はサービス契約の締結のため、一定期間一定の場所で自らの物品又はサービスを展示紹介する商業的促進の一つである商業活動をいう。

第130条 (商品見本市及び展示会サービス事業)

1. 「商品見本市及び展示会サービス事業」とは、商人が商品見本市及び展示会サービスの対価を受領することを目的として他の商人のために商品見本市又は展示会を開催し或いは参加する商業活動をいう。
2. 商品見本市又は展示会の開催若しくは参加サービスのための契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第131条 (商品見本市又は展示会を開催若しくはこれに参加する権利)

1. ベトナムの商人又はその支店或いはベトナムにおける外国商人の支店は、自らの物品又はサービスに関する商品見本市又は展示会を開催する或いはこれに参加する権利、並びに商品見本市又は展示会の開催或いはそれへの参加を商品見本市又は展示会サービスを提供する商人へ委託する権利を有する。
2. 商人の駐在員事務所は、自ら商品見本市又は展示会を開催せず或いはこれに参加してはならない。駐在員事務所は、[親会社である]商人からその権限を付与されている場合、代理する商人のための商品見本市又は展示会の開催或いはこれへの参加を目的として商品見本市又は展示会サービスを業とする商人と契約を締結する権利を有する。
3. 外国商人は、自ら商品見本市又は展示会に参加し、或いはベトナムの商人へ商品見本市又は展示会への参加を委託する権利を有する。外国商人は、ベトナムにおいて商品見本市又は展示会の開催を希望する場合、それを商品見本市又は展示会サービスを業とするベトナムの商人へ委託しなければならない。

第132条 (ベトナムにおける商品見本市及び展示会の開催)

1. ベトナムで開催される全ての商品見本市及び展示会は開催場所を管轄する省或いは中央管轄の都市の商業関連の国家機関に登録し、書面による承認を得なければならない。
2. 政府は、本条第1項に定めるベトナムでの商品見本市及び展示会の開催についての登録並びに承認取得のための手順及び手続に関して具体的な規則を公布する。

第133条 (外国での商品見本市及び展示会の開催並びにこれへの参加)

1. 商品見本市又は展示会サービスを業としない商人は、自らの物品又はサービスについて外国での商品見本市又は博覧会の開催又はこれへの参加を希望する場合、物品の輸出に関する規則を遵守しなければならない。
2. 商品見本市又は展示会サービスを提供する事業者は、他の事業者が[外国での]商品見本市又は展示会へ参加するための手配を行うにあたり、商務省(Ministry of Trade)に登録しなければならない。
3. 商品見本市又は展示会サービス事業者として登録していない商人は、他の商人が外国での商品見本市又は展示会へ参加するための手配を行ってはならない。
4. 政府は、本条第1項及び第2項に定める外国での商品見本市又は展示会の開催或いはこれへの参加のための手順及び手続に関して具体的な規則を公布する。

第134条 (ベトナムにおける商品見本市又は展示会で展示紹介される物品及びサービス)

1. 以下の物品又はサービスは商品見本市又は展示会への参加を認められない。
 - (a) 法律により取扱が禁止又は規制される或いは流通が認められていない物品又はサービス。
 - (b) 法律において輸入が禁止されている外国の商人¹⁴からの物品又はサービス。
 - (c) 模造品又は知的所有権に違反する物品。但し、純正品との比較を目的として展示紹介される場合を除く。
2. 商品見本市又は展示会に関する規定の遵守に加え、特殊管理を必要とする物品又はサービスは、それらを対象とする特殊管理に関する規則を遵守しなければならない。
3. ベトナムでの商品見本市又は展示会への参加を目的として一時的に輸入された物品は、当該商品見本市又は展示会終了後30日以内に再輸出されなければならない。
4. ベトナムでの商品見本市又は展示会への参加を目的として一時的に輸入され、再輸出される物品は、ベトナムの関税法及びその他関連法を遵守しなければならない。

第135条 (外国での商品見本市又は展示会に参加する物品及びサービス)

1. 法律により輸出が禁止される場合を除き、全ての物品及びサービスは外国での商品見本市及び展示会への参加を認められる。

¹⁴英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳。本英訳文中の「外国商人 (foreign business entity)」とは別の意味。

2. 輸出が禁止される物品又はサービスは、首相の書面による許可のある場合のみ、外国での商品見本市又は展示会への参加を認められる。
3. 外国での商品見本市又は展示会への参加のための物品の一時輸出期間は一時輸出の日付より 1 年以内とする。1 年以内に再輸入されなかった場合、ベトナムの法律に従い当該物品に対して租税及びその他財務上の義務が課せられる。
4. 外国での商品見本市又は展示会への参加を目的として一時的に輸出され、再輸入される物品は、関連する関税法及びその他法律を遵守しなければならない。

第136条 (ベトナムでの商品見本市又は展示会における物品の販売又は贈呈並びにサービスの提供)

1. ベトナムでの商品見本市又は展示会において展示紹介される物品又はサービスは、当該商品見本市又は展示会にて販売又は贈呈或いは提供することができる。但し、本条第 2 項に定める場合を除き、輸入物品については税関に登録することを条件とする。
2. 輸入にあたり管轄の国家機関からの許可を必要とする物品は、当該国家機関の書面による承認のある場合に限り、その販売又は贈呈が認められる。
3. この法律の第 134 条第 2 項に定める物品を見本市又は展示会において販売又は贈呈するにあたっては、当該物品に適用される特殊輸入管理についての規則を遵守しなければならない。
4. ベトナムでの商品見本市又は展示会において販売又は贈呈された物品並びに提供されたサービスに対しては、法律に従い租税及びその他財務上の義務が課せられる。

第137条 (外国での商品見本市又は展示会におけるベトナムの物品の販売又は贈呈並びにベトナムのサービスの提供)

1. 外国での商品見本市又は展示会に参加したベトナムの物品又はサービスは、本条第 2 項及び第 3 項の場合を除き、当該商品見本市又は展示会において販売又は贈呈或いは提供することができる。
2. 外国での商品見本市又は展示会への参加のために一時輸出を許可された輸出禁止物品は、首相の事前の承認のある場合に限り、当該商品見本市又は展示会にて販売又は贈呈することができる。
3. 輸入にあたり管轄の国家機関からの許可を必要とする物品は、当該国家機関の書面による承認のある場合に限り、その販売又は贈呈が認められる。
4. 外国での商品見本市又は展示会において販売又は贈呈された物品並びに提供されたサービスに対しては、法律に従い租税及びその他財務上の義務が課せられる。

第138条 (ベトナムでの商品見本市及び展示会に参加する法人並びに個人の権利及び義務)

ベトナムでの商品見本市及び展示会に参加する法人並びに個人は以下の権利を有するとともに、以下の義務を負う。

1. 商品見本市及び展示会を開催する商人との合意に基づき権利を行使し、義務を遂行する。
2. 法律に従い商品見本市及び展示会において物品を販売又は贈呈し、サービスを提供する。
3. 商品見本市及び展示会での展示を目的として物品並びに物品又はサービスについての資料を一時的に輸入し再輸出する。
4. ベトナムでの商品見本市及び展示会開催についての規則を遵守する。

第139条 (外国での商品見本市及び展示会を開催する又はこれらに参加する商人の権利及び義務)

外国での商品見本市及び展示会を開催するまたはこれらに参加する商人は、以下の権利を有するとともに、以下の義務を負う。

1. 商品見本市及び展示会での展示紹介を目的として物品並びに物品又はサービスについての資料を一時的に輸出し再輸入する。
2. 外国での商品見本市及び展示会の開催に関する規則又はこれらへの参加に関する規則を遵守する。
3. 商品見本市及び展示会での展示物品を販売又は贈呈するにあたり、ベトナムの法律に従い租税の支払及びその他財務上の義務を遂行する。

第140条 (商品見本市及び展示会サービスを業とする商人の権利及び義務)

商品見本市及び展示会サービスを業とする商人は、以下の権利を有するとともに、以下の義務を負う。

1. 開催日に先立ち、商品見本市及び展示会のテーマ及び時間並びに期間を掲載する。
2. 契約での合意事項に従い商品見本市及び展示会サービスの利用者に対して期限通りに商品見本市及び展示会に出品する物品の提供を要求する。
3. 契約での合意事項に従い商品見本市及び展示会サービスの利用者に対して商品見本市及び展示会に出品する物品に関する情報並びにその他必要な設備の提供を要求する。
4. 商品見本市及び展示会サービスの対価並びに合理的な範囲内のその他費用を受領する。
5. 契約での合意事項を厳格に遵守し商品見本市及び展示会を開催する。

第 5 章 商業的仲介活動

第 1 節 商人の代理

第141条 (商人の代理)

1. 「商人の代理」とは、商人（「代理人」）が他の商人（「被代理人」）の名の下に、また当該被代理人の指示に従い商業活動を行うことを委任され、それに対する報酬を受領する商業活動をいう。
2. 商人がその職員（personnel）を代理人として行わせる場合、民法が適用される。

別段の合意のない限り、被代理人は以下の義務を負う。

1. 代理人による交渉に基づく契約の締結、代理人により締結された契約の履行、並びに代理人が代理範囲を超えて行った行為の承認又は不承認について、直ちに通知する。
2. 代理人が代理行為を行うために必要な資産及び資料並びに情報を提供する。
3. 代理人へ報酬及び合理的な範囲内でのその他費用を支払う。
4. 代理範囲内の契約の締結又は履行であるが、代理人に代理権を認めない場合は直ちに代理人へ通知する。

第142条 (商人の代理のための契約)

商人の代理のための契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第143条 (代理の範囲)

商人の代理のための契約当事者は、被代理人の活動範囲内でその商業活動の一部又は全部を代理人が行うことに同意することができる。

第147条 (代理に対する報酬を受領する権利)

1. 代理人は、代理範囲内で契約を締結した場合それに対する報酬を受領する権利を有する。当該代理人の権利は、代理契約において当事者間で合意した時点で発生する。
2. 代理人の報酬について合意のない場合、この法律の第 86 条に従い決定される。

第144条 (商人の代理期間)

1. 代理期間は当事者間による合意に基づく。
2. 当事者間で合意のない場合、代理期間は被代理人が代理人による代理のための契約解除を通知した時点、或いは代理人が被代理人の代理のための契約解除を通知した時点で終了する。
3. 別段の合意のない限り、本条第 2 項における契約解除通知が被代理人より一方的になされた場合、代理人は、被代理人に対して、被代理人を代理した顧客との契約締結に対する報酬並びにその他受領する権利を有する報酬の支払を求める権利を有する。
4. 別段の合意のない限り、本条第 2 項に基づき代理人の要求により代理期間が終了された場合、当該代理人は本来受領する報酬に対する権利を失う。

第148条 (費用の精算)

別段の合意のない限り、代理人は、代理行為を行うために発生した合理的な範囲内での費用を請求する権利を有する。

第149条 (担保権)

別段の合意のない限り、代理人は、支払期日の到達した報酬又は費用の担保として、預けられた資産又は資料を差押える権利を有する。

第 2 節 仲介

第145条 (代理人の義務)

別段の合意のない限り、代理人は以下の義務を負う。

1. 被代理人の名の下に、被代理人の利益のために商業活動を行う。
2. 委任された商業活動に関する機会及び実施結果を被代理人へ通知する。
3. 被代理人の指示が法律に違反しない限り、それを遵守する。
4. 代理範囲内で自ら又は第三者の名の下に商業活動を行わない。
5. 代理期間中並びに代理契約終了後 2 年間に亘り、被代理人の商業活動に関する機密情報を他者へ開示又は提供しない。
6. 代理行為を行うために預けられた資産及び資料を保管する。

第150条 (仲介)

「仲介 (commercial brokerage)」とは、商人（「仲介人」）が仲介契約に基づき物品の売買又はサービスの提供に関する交渉及び契約締結において買主と売主（「被仲介人」）の間で仲介人として行為し、それに対する報酬を受領する商業活動をいう。

第151条 (仲介人の義務)

別段の合意のない限り、仲介人は以下の義務を負う。

1. 仲介行為のために預けられた物品見本又は資料を保管し、仲介行為終了後それらを被仲介人へ返却する。
2. 被仲介人の利益を損なう情報を開示又は提供しない。
3. 被仲介人の法的地位に対して責任を負う。但し、支払能力を除く。

第146条 (被代理者の義務)

4. 被¹⁵仲介人に権限を与えられた場合を除き、被仲介人との間の契約の履行に参加しない。

第152条 (被仲介人の義務)

別段の合意のない限り、被仲介人は以下の義務を負う。

1. 物品又はサービスに関する必要な情報及び資料並びに設備を提供する。
2. 報酬及びその他合理的な範囲での費用を支払う。

第153条 (仲介が報酬を受領する権利)

1. 別段の合意のない限り、仲介人が報酬を受領する権利は、被仲介人との間で契約を締結した時点で発生する。
2. 仲介人の報酬について合意のない場合、この法律の第 86 条に従い決定される。

第154条 (仲介行為に関連して発生した費用の精算)

別段の合意のない限り、被仲介人は、仲介行為により得られた結果にかかわらず、仲介行為を行うために発生した合理的な範囲内での費用を支払わなければならない。

第 3 節 物品の委託売買 (Sale and Purchase of Goods by Authorized Dealers)

16

第155条 (物品の委託売買)

「物品の委託売買」とは、委託を受けた者が委託者との合意に従い自らの名の下に物品を売買し、それに対する報酬を受領する商業活動をいう。

第156条 (受託者)

「受託者 (authorized dealers)」とは、委託対象である物品に適合した物品を取扱い、委託者との合意に従い物品を売買する商人をいう。

第157条 (委託者)

「委託者 (principals)」とは、受託者へ自らの要求に基づく物品の売買を委託し、それに対する報酬を支払う商人又は商人以外の者をいう。

第158条 (委託対象物品)

合法的に流通している全ての物品は、その売買を委託できる。

第159条 (委託売買契約)

委託売買契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

¹⁵英訳者 (アレン・アーサー・ロビンソン) 脚注: ベトナム語原文では単数又は複数の別について明確でないが、複数と想定している。

¹⁶英訳者 (アレン・アーサー・ロビンソン) 脚注: 逐語訳では「委任を受けた者による物品の売買 (sale and purchase of goods by a party receiving the authorization)」。

第160条 (第三者への委託)

受託者は、委託者の書面による同意のない限り、物品の委託売買契約の履行を第三者へ委託してはならない。

第161条 (複数の委託者のための委託売買)

受託者は、複数の委託者を代理して物品の委託売買を行うことができる。

第162条 (委託者の権利)

別段の合意のない限り、委託者は以下の権利を有する。

1. 受託者に対して委託契約の履行に関する全ての情報の提供を要求する。
2. この法律の第 163 条第 4 項の場合を除き、受託者の法律違反に対して責任を負わない。

第163条 (委託者の義務)

別段の合意のない限り、委託者は以下の義務を負う。

1. 委託契約の履行のために必要な情報及び資料並びに設備を提供する。
2. 受託者へ報酬及び合理的な範囲でその他費用を支払う。
3. 合意事項に厳格に従い支払を行い物品を引渡す。
4. 受託者が委託者に起因する理由により法律に違反した場合、或いは両当事者が故意に法律に違反する行為を行った場合、共同で責任を負う。

第164条 (受託者の権利)

別段の合意のない限り、受託者は以下の権利を有する。

1. 委託者に対して委託契約の履行のために必要な情報及び資料の提供を要求する。
2. 委託売買に対する報酬及び合理的な範囲でその他費用を受領する。
3. 合意に従い委託者へ正しく引渡された物品に対して責任を負わない。

第165条 (受託者の義務)

別段の合意のない限り、受託者は以下の義務を負う。

1. 合意に従い物品の売買を行う。
2. 委託契約の履行内容について受託者へ通知する。
3. 合意事項に合致する委託者の指示に従う。
4. 委託契約の履行のために預けられた資産及び資料を保管する。
5. 委託契約の履行に関する情報の秘密を保持する。

6. 合意に従い支払を行い、物品を引渡す。
7. 受託者の過失による委託者の法律違反に対して共同で責任を負う。

第4節 代理店

第166条 (代理店)

「代理店 (commercial agency)」とは、委託者と代理店の合意により、代理店が自らの名の下に委託者のために物品を売買し或いは顧客へサービスを提供し、それに対する報酬を受領する商業活動をいう。

第167条 (委託者及び代理店)

1. 「委託者 (principals)」とは、代理店へ販売のための物品若しくは物品購入のための金銭の引渡し、或いは代理店へサービスの提供を委託する商人をいう。
2. 「代理店 (agent)」とは、販売のための物品若しくは物品購入のための金銭を受領する、或いはサービスの提供を受託する商人をいう。

第168条 (代理店契約)

代理店契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第169条 (代理店の形態)

1. 「包括代理店 (off-take agency)」とは、代理店が全ての物品の売買又はサービスの提供を行う代理店形態をいう。
2. 「専属代理店 (exclusive agency)」とは、一定の地域において、委託者がある一つの又は特定の種類の物品の売買又はサービスの提供を一つの代理店へ委託する代理店形態をいう。
3. 「総代理店 (general agency)」とは、代理店が自ら副代理店網を組織し、委託者のための物品の売買又はサービスを提供する代理店形態をいう。

総代理店は副代理店を代表し、副代理店は総代理店の管理の下、総代理店の名において業務を行う。
4. その他当事者間で合意した代理店形態。

第170条 (代理店における所有権)

代理店へ引渡された物品及び金銭の所有権は委託者に帰属する。

第171条 (代理店の報酬)

1. 別段の合意のない限り、代理店の報酬は手数料又は価格差額の形で支払われる。
2. 代理店は、顧客への物品の売買価格又はサービス料金が委託者により定められている場合、これらに対して一定の割合で手数料を受領する権利を有する。

3. 代理店は、顧客への物品の売買価格又はサービス料金が委託者により定められていない場合、価格差額を受領する権利を有する。価格差額は、顧客への物品の売買価格又はサービス料金と委託者により代理店に定められた価格との差異により決定される。

4. 当事者間で代理店の報酬についての合意のない場合、以下の金額が適用される。

- (a) 過去に当事者間で支払われた金額。
- (b) 前号が適用できない場合、同一種類の物品又はサービスについて委託者が他の代理店に支払った金額の平均値。
- (c) 前号の何れも適用できない場合、同一種類の物品又はサービスについて市場における代理店が通常受領する金額。

第172条 (委託者の権利)

別段の合意のない限り、委託者は以下の権利を有する。

1. 顧客に対する物品の売買価格又はサービス料金を決定する。
2. 代理店への販売価格を決定する。
3. 代理店に対して法律に定める安全対策を講じることを要求する。
4. 代理店に対して代理店契約に基づく支払又は物品の引渡を要求する。
5. 代理店による代理店契約の履行を検査及び監視する。

第173条 (委託者の義務)

別段の合意のない限り、委託者は以下の義務を負う。

1. 代理店による代理店契約の履行のための指針及び情報を提供し、契約の履行を円滑にする。
2. 代理店が売買する物品又は提供するサービスの品質に対して責任を負う。
3. 代理店へ報酬及びその他合理的な範囲の費用を支払う。
4. 代理店契約が終了した場合、担保として供されていた資産を代理店へ返還する。
5. 委託者の過失による代理店の法律違反に対して共同で責任を負う。

第174条 (代理店の権利)

別段の合意のない限り、代理店は以下の権利を有する。

1. この法律の第175条第7項に定める場合を除き、複数の委託者と代理店契約を締結する。

2. 委託者に対して、代理店契約に従った支払又は物品の引渡、並びに代理店契約終了後、担保として供されていた資産の返還を要求する。
3. 委託者に対して、代理店契約の履行のための指針及び情報の提供並びにその他条件の遵守を要求する。
4. 包括代理店の場合、顧客への物品の販売価格又はサービス料金を決定する。
5. 報酬を受領し、代理店から生じるその他法的権利及び便益を享受する。

第175条 (代理店の義務)

別段の合意のない限り、代理店は以下の義務を負う。

1. 委託者の定める物品の価格及びサービス料金レベルに基づき、顧客へ物品を売買しサービスを提供する。
2. 物品又は金銭の授受に関する委託者との合意事項を厳格に遵守する。
3. 法律に基づく民事上の義務の遂行に対して担保を差出す。
4. 委託者に対して、販売代理店については、物品の売上代金を支払い、購入代理店については、購入した物品を引渡し、サービス提供代理店については、サービス料金を支払う。
5. 販売代理店については受領した後、購入代理店については引渡まで、物品を保管する。代理店の過失に起因する違反が発生した場合、販売代理店及び購入代理店については物品の品質に対して、サービス提供代理店についてはサービスの品質に対して共同して責任を負う。
6. 委託者の管理及び監視を受けるとともに、代理店としての活動内容を委託者へ報告する。
7. 法律において特定の種類の品目又はサービスについて複数の委託者と代理店契約を締結することが認められない場合、当該法律を遵守しなければならない。

第176条 (代理店における精算)

別段の合意のない限り、物品又はサービスの代金或いは代理店の報酬は、代理店が一定数量の物品を販売又は購入し、或いは一定量のサービスを提供した時点で精算される。

第177条 (代理店契約の期間)

1. 別段の合意のない限り、代理店契約は、合理的な期間経過後終了する。但し、何れかの当事者による他方の当事者への契約解除の通知から少なくとも 60 日が経過しなければならない。
2. 別段の合意のない限り、本条第 1 項において委託者が契約解除の通知を行った場合、代理店は、委託者の代理店として活動していた期間に対する損害賠償を委託者へ求める権利を有する。

上記の損害賠償金は代理店が委託者の代理店として活動していた各年の1ヶ月当たりの平均報酬とする。代理店契約期間が 1 年未満の場合、当該期間中の1ヶ月当たりの平均報酬とする。

3. 代理店は、自らの要求により契約を解除する場合、委託者の代理店として活動していた期間に対する損害賠償を委託者へ求める権利を有しない。

第 6 章 その他商業活動

第 1 節 商業上の加工

第178条 (商業上の加工)

「商業上の加工」とは、加工者が加工を委託する者の要求に従い生産工程のある一つの又は複数の工程を実施することを目的として、当該委託者から供給された原材料又は供給品の一部又は全部を利用し、報酬を受領する商業活動をいう。

第179条 (委託加工契約)

委託加工契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第180条 (加工される物品)

1. 取扱が禁止される物品を除き、全ての種類の物品を加工することができる。
2. 外国での販売を目的とする外国商人のための物品の加工において、当該物品の取扱又は輸入或いは輸出が禁止されている場合、管轄の国家機関から加工に対する承認を得なければならない。

第181条 (加工を委託する者の権利及び義務)

加工を委託する者は以下の権利を有するとともに、以下の義務を負う。

1. 委託加工契約に厳格に準拠した加工のための原材料及び供給品の一部又は全部を供給し、或いは合意した価格及び品質並びに数量に基づき供給品を購入するための金銭を引渡す。
2. 別段の合意のない限り、委託加工契約終了後 (after liquidation of the processing contract)、全ての加工済物品、無償又は有償の貸与機械及び設備、原材料及び補助材料並びに供給品、廃材を引取る。
3. 合意及び法律に従い、全ての加工済物品、無償又は有償の貸与機械及び設備、余剰原材料及び補助材料並びに供給品、欠陥品及び廃材を現場で¹⁷ 売却又は贈呈或いは破壊する。

¹⁷「英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:「売却又は贈呈或いは破壊」の全てに対する修飾語。

4. 加工場所での加工を検査及び監督する代理人並びに生産技術を指導する専門家を指名し、委託加工契約において合意した加工品の品質を調査する。

5. 加工される物品及び原材料、並びに加工における加工者の利用のために引渡された供給品、機械、及び設備に関する知的所有権の合法性に対して責任を負う。

第182条 (加工者の権利及び義務)

1. 数量、品質、技術仕様、及び価格に関する委託者との合意に従い、加工のための原材料及び供給品の一部又は全部を提供する。

2. 加工者としての報酬及びその他合理的な範囲での費用を受領する。

3. 外国の個人又は法人 (organizations) のための加工の場合、加工者は、委託者の委託内容に従い、加工品、無償又は有償の貸与機械及び設備、余剰原材料及び補助材料並びに供給品、欠陥品及び廃材を現場より輸出する権利を有する。

4. 外国の個人又は法人 (organizations) のための加工の場合、加工者は、輸入関税に関する法律に従い、加工契約を履行するために期限付で一時的に輸入する機械、設備、原材料、補助材料、及び供給品に対する輸入関税の免除を享受する権利を有する。

5. 加工される物品の取扱或いは輸入又は輸出が禁止される場合、加工の合法性に対して責任を負う。

第183条 (加工者の報酬)

1. 加工者は、加工者としての報酬を現金により或いは加工品又は加工に利用した機械又は設備を対価として受領することができる。

2. [加工者は、]外国の個人又は法人 (organizations) のための加工において、加工者としての報酬を加工品又は加工に利用した機械又は設備を対価として受領した場合、当該物品又は機械或いは設備の輸入に関する規則を遵守しなければならない。

第184条 (外国の法人又は個人のための加工における技術移転)

外国の法人 (organizations) 又は個人のための加工における技術移転は、委託加工契約における合意事項に従い実施され、技術移転に関するベトナムの法律の規定に準拠していなければならない。

第2節 物品の競売

第185条 (物品の競売)

1. 「物品の競売」とは、売主が自ら或いは競売人へ委託して、最も高い価額を提示する買主を選出するため物品を公売する商業活動をいう。

2. 物品の競売は以下の何れかの方法で行われる。

(a) 「上方競売方法 (upward bidding method)」とは、予定競売価格と比較して最も高い価額を提示した競り手が物品の購入権を得る競売方法をいう。

(b) 「下方競売方法 (downward bidding method)」とは、予定競売価格を最初に承諾した又は予定競売価格より低い価額を提示した競り手が物品の購入権を得る競売方法をいう。

第186条 (物品の競売人及び売主)

1. 「競売人」とは、競売サービス事業者として登録している商人或いは競売を行う物品の売主をいう。

2. 「物品の売主」とは、当該物品の所有者、当該物品の所有者よりその販売を委任された者、或いは法律の下に他者の物品を販売する権利を有する者をいう。

第187条 (競売参加者及び競売管理者)

1. 「競売参加者」とは、競売への参加を登録した法人 (organizations) 又は個人をいう。

2. 「競売管理者」とは、競売人又は競売人より競売の管理を委任された者をいう。

第188条 (競売の原則)

商業目的の物品の競売は、公共性、真実性、並びに全ての参加者の権利及び利益の保護を原則として行われる。

第189条 (競売人の権利)

別段の合意のない限り、競売人は以下の権利を有する。

1. 物品の売主に対して、競売される物品に関する完全且つ正確な必要情報を遅延なく提供することを要求する。競売人が物品の売主と異なる場合 (where the auctioneer is a different entity from the seller of goods)¹⁸、競売される物品の調査及び買主への引渡において、競売人と競売参加者を調整する。

2. 競売人が物品の売主と異なる場合或いは競売人が物品の売主より委任された場合、予定競売価格を決定する。

3. 物品の競売を実施する。

4. 買主へ支払を要求する。

5. この法律の第 211 条に従い売主より支払われた競売サービスに対する報酬を受領する。

第190条 (競売人の義務)

別段の合意のない限り、競売人は以下の義務を有する。

¹⁸英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では、「競売人が物品の売主でない場合 (where the auctioneer is not the seller of goods)」。

1. 法律に定める原則及び手順並びに物品の売主と合意した競売方法に従い競売を実施する。
2. 競売される物品に関する完全且つ正確な必要情報を公表する。
3. 競売される物品を物品の売主より委託された場合、これを保管する。
4. 競売参加者の検討材料として物品又はその見本若しくはそれを紹介する資料を展示する。
5. 物品の競売証書を作成し、売主及び買主並びにこの法律の第 203 条に定める関係者へ送付する。
6. 競売サービス契約に従い競売された物品を買主へ引渡す。
7. 売主と別段の合意のない限り、法律の要求するところに従い競売された物品の所有権移転を登記する。
8. 合意に従い、この法律の第 204 条第 3 項に基づき提示価格を撤回した入札者から徴収された価格差額を含め、物品の売却代金を売主へ支払い、或いは売却されなかった物品を売主へ返却する。これらに関する合意のない場合、売主への売却代金の支払期限は買主から当該売却代金を受領した後 3 営業日以内、売却されなかった物品の返却期限は競売終了後合理的な期間内とする。

第191条 (競売人でない物品の売主の権利)

別段の合意のない限り、物品の売主は以下の権利を有する。

1. 売却された物品の売却代金並びにこの法律の第 204 条第 3 項に基づき提示価格を撤回した入札者から徴収された価格差額を受領し、或いは競売が成立しなかった場合、売却されなかった物品の返還を受ける。
2. 物品の競売を監視する。

第192条 (競売人でない物品の売主の義務)

別段の合意のない限り、物品の売主は以下の義務を負う。

1. 競売人へ物品を引渡し、競売人及び競売参加者が物品を検査できるように調整し、物品に関する完全且つ正確な必要情報を遅延なく提供する。
2. この法律の第 211 条に従い競売サービスに対する費用を支払う。

第193条 (物品の競売サービス契約)

1. 物品の競売を開催するためのサービス契約(a service contract to hold an auction of goods)¹⁹は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

¹⁹英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳。ベトナム語原文は、第 190 条第 6 項の「競売サービス契約(contract for provision of auctioneering services)」と異なる。但し、異なる意味を意図しているか定かでない。

2. 抵当権の付されている物品の競売については、当該物品の競売を開催するためのサービス契約締結にあたり抵当権設定者の承認が要求され、売主は競売参加者へ当該物品に抵当権が付されていることを通知しなければならない。
3. 競売が抵当権設定契約において合意されたにもかかわらず、抵当権設定者が合理的な理由なく物品の競売を開催するためのサービス契約に署名できない或いは署名を拒否した場合、当該契約は抵当権者と競売人との間で締結される。

第194条 (予定競売価格の決定)

1. 物品の売主は予定競売価格を設定しなければならない。競売人は、予定競売価格の設定を委任された場合、競売での公示に先立ち売主へ当該価格を通知しなければならない。
2. 競売される物品に抵当権が付されている場合、予定競売価格について、抵当権者と抵当権設定者間で合意がなされなければならない。
3. 競売が抵当権設定契約において合意されたにもかかわらず、抵当権設定者が合理的な理由なく物品の競売を開催するためのサービス契約に署名できない或いは署名を拒否した場合、抵当権者が予定競売価格を設定することができる。

第195条 (抵当権付物品に関する利益又は義務を有する者への通知)

競売される物品に抵当権が付されている場合、競売人は、当該競売の公表と同時に、競売開催日の少なくとも 7 営業日前までにこの法律の第 197 条に定める特定の利益及び義務を有する者へ通知しなければならない。

第196条 (物品の競売の通知及び掲載期限)

1. 競売人は、競売開催日の少なくとも 7 営業日前までに、この法律の第 197 条に定める詳細と合わせて、競売場所及び物品の展示場所並びに競売人の事務所において当該競売の開催通知を掲示しなければならない。
2. 物品の売主が競売人を兼ねる場合、当該売主は自ら競売の掲載期限を設定しなければならない。

第197条 (物品の競売に関する公示及び通知内容)

物品の競売に関する公示及び通知には以下に示す全ての詳細が含まれていなければならない。

1. 競売の日時及び場所。
2. 競売人の名称及び住所。
3. 物品の売主の名称及び住所。
4. 物品並びにその数量及び品質。
5. 予定競売価格。
6. 物品に関する必要情報。
7. 物品の展示場所及び時間。

8. 物品の書類の展示場所及び時間。

9. 物品の購買登録場所及び時間。

第198条 (競売への参加が禁止される者)

以下の者は競売への参加を禁止する。

1. 民法に従い民事責任を負う能力のない者、その能力を喪失した者又はその能力が不足している者、或いは競売時点において自らの行動に対する自覚のない者又は自らの行動を統制できない者。
2. 競売組織に勤務する者、或いはその親、配偶者、又は子供。
3. 競売される物品を評価する者、或いはその親、配偶者、又は子供。
4. 法律の定めにより競売される物品を購入する権利を持たない者。

第199条 (競売への参加登録)

1. 競売人は、競売への参加を希望する者に対して、当該競売の開催前に登録を求めることができる。
2. 競売人は、競売への参加を希望する者に対して、競売される物品の予定競売価格の 2%を上限として、事前に保証金の支払を求めることができる。
3. 保証金は、競売参加者が競売された物品を購入した場合、販売金額から控除され、競売された物品を購入しなかった場合、競売終了後直ちに払戻される。
4. 競売人は、競売への参加を登録し保証金を支払った者が何らかの理由により競売に参加しなかった場合は保証金を保留する権利を有する。

第200条 (競売される物品の展示)

物品、物品見本、物品を紹介する資料、及び当該物品に関するその他必要情報は、競売の通知掲示後、当該通知に記載された場所に展示しなければならない。

第201条 (競売の実行)

競売は以下の手順で実行される。

1. 競売管理者が競売への参加を登録した者の出欠をとる。
2. 競売管理者が競売される各物品を紹介、その予定競売価格を繰返し、競売参加者からの質問に答えた後、競売参加者に競売を募る。
3. 上方競売方式の場合、競売管理者がより高額の競売価格を 30 秒以上の間隔で少なくとも 3 回明確且つ正確に発表する。3 回繰返した後、より高額な競売価格を提示する者のいない場合、当該競売価格を提示した者を競売物品の買主として発表する。

4. 下方競売方式の場合、競売管理者が予定競売価格より低額の競売価格を 30 秒以上の間隔で少なくとも 3 回明確且つ正確に発表する。その後直ちに、予定競売価格と同等又はそれより低額の競売価格を承諾した者を競売物品の買主として発表する。

5. 上方競売方式において同額の競売価格が同時に複数の競売参加者から提示された場合、或いは下方競売方式において同時に複数の競売参加者から最初の競売価格が提示された場合、競売管理者はこれら競売参加者間で抽選を行い、当選者を競売物品の買主として発表する。

6. 競売管理者は、競売が成立しなかった場合も、競売での提示期間中、物品の競売証書を作成する。当該証書は競売管理人及び買主並びに競売参加者の名から選出された 2 名の証人により署名されなければならない。法律により公証人の認証が要求される物品については、当該法律に従い競売証書へ公証人の認証を受けることとする。

第202条 (競売の不成立)

以下の何れかの場合、競売は成立しなかったものと看做される。

1. 競売参加者又は競り手のいない場合。
2. 上方競売方式の場合、最も高額の提示価格が予定競売価格を下回る場合。

第203条 (物品の競売証書)

1. 「物品の競売証書」とは、売買を確認する書類をいう。物品の競売証書には以下の詳細が記載されていなければならない。
 - (a) 競売人の名称及び住所。
 - (b) 競売管理者の名称及び住所。
 - (c) 物品の売主の名称及び住所。
 - (d) 物品の買主の名称及び住所。
 - (dd) 競売の開催日時及び場所。
 - (e) 競売された物品。
 - (g) 物品の売却価格。
 - (h) 証人 2 名の氏名及び住所。
2. 物品の競売証書は売主及び買主並びにその他関係者へ送付されなければならない。
3. 競売が成立しなかった場合、物品の競売証書に不成立案件として記録し、本条第 1 項の(a)、(b)、(c)、(dd)、(e)、及び(h)を記載することとする。

第204条 (競売価格の撤回)

1. 上方競売方式において最高競売価格を提示した者が直ちにそれを撤回した場合、或いは下方競売方式において最初

に価格を承諾した者が直ちにそれを撤回した場合、その直前の価格から競売を再開する。

2. 一旦競売価格又は価格の承諾を撤回した者は、その後競売に参加することはできない。
3. 最終的な競売物品の売却価格が上方競売方式においては撤回された競売価格、或いは下方競売方式においては撤回された承諾価格を下回る場合、当該撤回した競り手は競売人へ価格差額を支払わなければならない。売却価格が撤回価格を上回る場合、当該価格差額は課せられない。
4. 競売が成立しなかった場合、撤回した競り手は競売の費用を負担するとともに、保証金の払戻を受ける権利を失う。

第205条 (購入拒否)

1. 別段の合意のない限り、競売の終了宣言と同時に、当該競売の買主は購入の義務を負い、その責任を負う。物品の売主の承諾した場合に限り、当該買主は購入を拒否できるが、この場合も競売にかかる全ての費用を負担しなければならない。
2. 事前に保証金を支払った買主が競売終了後競売の成立した物品の購入を拒否した場合、当該買主は保証金の払戻を受ける権利を失い、当該保証金は売主へ没収される。

第206条 (所有権の登録)

1. 物品の競売証書は、法律により所有権の登録が要求される競売物品について、所有権の移転の証拠としての役割を有する。
2. 管轄の国家機関は、物品の競売証書及びその他正当な書類に基づき、法律に従い競売物品の買主の所有権を登録する責任を負う。
3. 売主及び競売人は競売物品の所有権を買主へ移転するための手続を行わなければならない。別段の合意のない限り、当該所有権移転手続に係る費用は、物品の売却代金より控除される。

第207条 (物品の購入価格の支払期限)

物品の購入価格の支払期限は競売人と買主との合意するところに準拠する。当該合意のない場合、この法律の第 55 条に定める期限とする。

第208条 (物品の購入価格の支払場所)

物品の購入価格の支払場所は競売人と買主との合意するところに準拠する。当該合意のない場合、競売人の事務所で支払われることとする。

第209条 (競売物品の引渡期限)

競売人と買主との間で別段の合意のない限り、競売物品の引渡期限について以下の規定を適用する。

1. 法律により所有権の登録が要求されない物品については、物品の競売証書作成後直ちに競売人より買主へ引渡されなければならない。

2. 法律により所有権の登録が要求される物品については、競売人は速やかに所有権の移転手続を行い、当該手続完了後直ちに、買主へ物品を引渡すこととする。

第210条 (競売物品の引渡場所)

1. 土地に付随する対象物(objects)の場合、当該対象物の所在する場所を競売物品の引渡場所とする。
2. 動産(moveable assets)²⁰の場合、競売人と買主との間で別段の合意のない限り、競売の開催場所を競売物品の引渡場所とする。

第211条 (物品の競売サービスに対する報酬)

物品の競売サービスに対する報酬について合意のない場合、以下の規定を適用する。

1. 競売が成立した場合、この法律の第 86 条に従い競売サービスに対する報酬を決定する。
2. 競売が成立しなかった場合、売主は本条第 1 項により決定される金額の 50%を競売サービスに対する報酬として支払わなければならない。

第212条 (物品の競売にかかる費用)

競売人と売主との間で別段の合意のない限り、物品の競売にかかる費用について以下の規定を適用する。

1. 物品の売主は、合意した場所へ物品を輸送する費用、並びに競売される物品を事前に競売人に引渡さなかった場合、その保管費用を負担しなければならない。
2. 競売人は、引渡された物品を保管する費用、公示及び通知掲載する費用、競売を開催する費用、並びにその他関連費用を負担する。

第213条 (公示及び通知掲載に合致しない競売物品に対する責任)

1. 買主は、競売物品が公示及び通知掲載に合致しない場合、この法律の第 318 条に定める期限において、競売人へ当該物品を返還し、損害賠償を求める権利を有する。
2. 本条第 1 項において、競売人が物品の売主と異なり、公示及び通知掲載の誤った内容が売主の過失による場合、競売人は[売主へ]当該物品を返還し、損害賠償を求める権利を有する。

第 3 節 物品及びサービスの入札

第214条 (物品及びサービスの入札)

1. 「物品及びサービスの入札」とは、入札を募集することにより物品又はサービスを購入する者(「入札募集者」)が入札に参加する複数の商人(「入札者」)の中から入札募集者の定

²⁰英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:ベトナム語原文では、第 210 条第 1 項の「対象物(objects)」と異なる表現をしている。

める要件に最も適合する商人（「落札者」）を選定し、契約を締結、履行する商業活動をいう。

2. この法律における入札に関する規定は、法律に基づいた公共事業のための物品の調達には適用されない。

第215条 (入札の形態)

1. 物品又はサービスの入札は以下の何れかの形態により行われる。

- (a) 公開入札: 入札募集者が入札者数を制限しない入札形態。
- (b) 指名入札: 入札募集者がある一定数の請負人 (contractors) のみに対して入札への参加を募集する入札形態。

2. 入札募集者は、公開入札又は指名入札の何れかの形態を選択しなければならない。

第216条 (入札方法)

1. 入札方法は、シングルエンベロップ方式 (single envelop method) とデュアルエンベロップ方式 (dual envelop method) より成る。入札募集者は何れかの入札方式を選択する権利を有し、入札者への事前通知により採用する方式を連絡しなければならない。

2. シングルエンベロップ方式が採用された場合、入札者は、入札招請書類において要求されることに従い、技術上及び財務上の提案を一通の封筒に入れて入札し、一回のみ入札開封される。

3. デュアルエンベロップ方式が採用された場合、入札者は、技術上及び財務上の提案を二通の封筒に分けて入札し、二回に亘り入札開封される。この場合、技術上の提案を先に開封することとする。

第217条 (入札者の事前選定)

入札募集者は、自らの定める要件を満たす入札者を選出するため、入札者の事前選定を行うことができる。

第218条 (入札招請書類)

1. 入札招請書類は以下のものより成る。

- (a) 入札招請状 (Tender invitation letter)²¹。
- (b) 入札対象の物品又はサービスに関する要件。
- (c) 入札者の評価、比較、及び分類方法、並びに請負者の選定方法。
- (d) 入札に関するその他指示。

2. 入札募集者は入札招請書類の提供に対する費用を規定しなければならない。

第219条 (入札招請状)

1. 入札招請状には主に以下の項目が記載される。

- (a) 入札募集者の名称及び住所。
- (b) 入札対象物品又はサービスの詳細。
- (c) 入札招請書類の受領期限及び受領場所並びに受領手続。
- (d) 入札期限及び入札場所並びに入札手続。
- (dd) 入札招請状に関する説明。

2. 入札募集者は、公開入札の場合、大量伝達媒体を通じて広く公示し、指名入札の場合、条件を満たす請負者へ入札参加の登録に関する招聘状を送付しなければならない。

第220条 (入札者への指示)

入札募集者は、入札募集期間中、入札者に対して入札参加条件及び適用される手順に関する説明を行うとともに、入札者の質問に回答する義務を負う。

第221条 (入札の管理)

入札募集者は入札を管理する義務を負う。

第222条 (入札参加の担保)

1. 入札参加の担保は、保証金又はエスクロー保証金或いは入札保証状 (tender guarantee) の何れかの方法で提供される。

2. 入札募集者は入札者が入札を行った時点で保証金又はエスクロー保証金の支払或いは入札保証状の差入を求めることができる。入札募集者は入札者の支払う保証金又はエスクロー保証金の割合を定めることができるが、入札対象の物品又はサービスの総見積価額の3%を上限とする。

3. 入札募集者は保証金又はエスクロー保証金の支払或いは入札保証状の差入についての方法及び条件を定めなければならない。保証金及びエスクロー保証金は、入札結果の公示後7営業日以内に、落札者以外に入札者へ返還されることとする。

4. 入札期間終了（「入札締切」）後に入札を撤回した場合、或いは落札者が契約に締結せず又は契約の履行を拒否した場合、入札参加のために支払われた保証金又はエスクロー保証金は返還されない。

5. 入札者の保証人は受益者に対して保証金又はエスクロー保証金と同額の価値を持つ担保を差出す義務を負う。

第223条 (入札情報の秘密保持)

1. 入札募集者は、入札者の秘密を保持しなければならない。

²¹英訳者 (アレン・アーサー・ロビンソン) 脚注: 逐語訳では「入札開催通知 (tender invitation notice)」。

2. 入札の実施、入札者の評価、又は落札者の選定に関する全ての法人 (organizations) 及び個人は入札情報の秘密を保持しなければならない。

第224条 (入札開封)

1. 「入札開封」とは、予め定められた日時に入札を開封することをいう。入札開封の日時が定められていない場合、入札締切後直ちに入札開封を行うこととする。
2. 期限内に提出された全ての入札は入札募集者により公開の席で開封されなければならない。入札者は入札開封に立会う権利を有する。
3. 期限後に提出された入札は受領を拒否され、未開封のまま入札者へ返却される。

第225条 (入札開封における入札者の審査)

1. 入札募集者は入札者の合理性を審査しなければならない。
2. 入札募集者は入札において不明瞭な点について入札者へ説明を要求することができる。当該要求及び説明は全て書面によりなされなければならない。

第226条 (入札開封議事録)

1. 入札開封後、入札募集者及び出席入札者は入札開封議事録に署名しなければならない。
2. 入札開封議事録には以下の項目が記載されていることとする。
 - (a) 入札対象の物品又はサービスの名称。
 - (b) 入札開封の日時及び場所。
 - (c) 入札募集者並びに入札者の名称及び住所。
 - (d) 全入札者の入札価格。
 - (dd) 上記項目及びその他関連事項の修正又は追加。

第227条 (入札者の評価及び比較)

1. 入札者は、各基準について評価、比較され、全体的な評価がなされる。

入札募集者は入札者を評価するための基準を定めなければならない。
2. 本条第1項に基づき定められる各基準は、得点方式或いは入札開封前に決められたその他方式により評価される。

第228条 (入札書類の修正)

1. 入札者は、入札開封後入札を修正できない。
2. 入札募集者は、入札者の評価及び比較期間中、入札に関する問題について入札者へ説明を要求することができる。こ

の場合の入札募集者による要求及び入札者の説明は全て書面によりなされなければならない。

3. 入札募集者は、入札招請状の内容を変更する場合、入札者が入札を調整できるように、最終入札期限の少なくとも10日前までに全入札者へ書面により当該修正を通知しなければならない。

第229条 (請負者の分類及び選定)

1. 入札募集者は、入札者の評価結果に基づき、予め決められた方法に従い入札者を分類、選定しなければならない。
2. 入札募集者は、複数の入札者が同得点を獲得し、何れも落札者としての基準に達している場合、最終的な落札者を選定する権利を有する。

第230条 (入札結果の通知及び契約締結)

1. 入札募集者は、入札結果確定後直ちに、当該結果を入札者へ通知しなければならない。
2. 入札募集者は、以下の事項について契約を作成し (prepare) 落札者と当該契約を締結する。
 - (a) 入札結果。
 - (b) 入札招請書類に定める要件。
 - (c) 入札内容。

第231条 (契約履行の担保)

1. 両当事者は、契約履行を担保するため落札者が保証金又はエスクロー保証金の支払或いは保証状の差入の義務を負うことに同意することができる。入札募集者は落札者の支払う保証金又はエスクロー保証金の割合を定めることができるが、契約金額の10%を上限とする。
2. 契約履行の担保は、落札者が契約上の義務を完全に遂行するまで有効とする。
3. 別段の合意のない限り、契約履行の担保のために支払われた保証金又はエスクロー保証金は契約終了時点で (upon liquidation of the contract) 落札者へ払戻される。落札者が契約締結後、契約の履行を拒否した場合、契約履行の担保のために支払われた保証金又はエスクロー保証金は払戻されない。
4. [落札者は] 契約履行の担保のために保証金又はエスクロー保証金を支払った後、入札参加の担保のために支払った保証金又はエスクロー保証金を払戻される。

第232条 (入札の再開催)

以下の何れかの場合、入札は再開催される。

1. 入札に関する規定に違反のあった場合。

²²英訳者(アレク・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳で「完成し(complete)」。

2. 何れの入札者も入札要件を満たしていなかった場合。

第4節 ロジスティックサービス

第233条 (ロジスティックサービス)

「ロジスティックサービス」とは、商人が顧客との合意に従い、物品の受領、輸送の手配、倉庫業務、保管、通関手続、その他書類作成、コンサルティング業務、梱包、標示の貼付、配送、並びにその他物品に関連する業務を含む、ある一つの又は複数の業務 (one or more tasks)²³ を遂行し、それに対する報酬を受領する商業活動をいう。「ロジスティックサービス」のベトナム語の発音表記は「dich vu lo-gi-stic」である。²⁴

第234条 (ロジスティックサービス事業に従事する条件)

1. ロジスティックサービスに従事する商人は法律によりロジスティックサービス事業に要求される全ての条件を満たしていなければならない。
2. 政府はロジスティックサービス事業に要求される条件に関する詳細な規定を公布する。

第235条 (ロジスティックサービス事業に従事する商人の権利及び義務)

1. 別段の合意のない限り、ロジスティックサービス事業に従事する商人は以下の権利を有するとともに、以下の義務を負う。
 - (a) ロジスティックサービスに対する報酬及びその他合理的な範囲での費用を受領する。
 - (b) 契約履行中、顧客の利益が確保される正当な理由のある場合、顧客の指示に反して契約を履行することができる。但し、顧客に即時通知することを条件とする。
 - (c) 顧客の指示の一部又は全部に対する違反をもたらす事由が発生した場合、直ちに顧客へ通告しその後の指示を求める。
 - (d) 顧客に対する義務遂行期限について具体的な合意のない場合、合理的な期間内に当該義務を遂行する。
2. ロジスティックサービス事業に従事する商人は、物品の輸送を手配するにあたり、輸送に関する法律及び慣習を遵守しなければならない。

第236条 (顧客の権利及び義務)

別段の合意のない限り、顧客は以下の権利を有するとともに、以下の義務を負う。

²³英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では「業務項目(work items)」。ある一つの又は一連の行為より成ると思われる。
²⁴英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:英語の「ロジスティック(logistic)」という概念に相当するベトナム語がないため、「dich vu lo-gi-stic」という発音表記が採用されている。

1. 契約の履行を指導、検査、及び監督する。
2. ロジスティックサービス事業に従事する商人へ十分な指示をする。
3. ロジスティックサービス事業に従事する商人へ物品に関する詳細且つ完全な並びに正確な情報を遅延なく提供する。
4. ロジスティックサービス事業に従事する商人が梱包及びマーク付 (code mark) を行うことが合意されていない限り、物品売買契約に従い当該業務を実施する。
5. [ロジスティックサービス事業に従事する商人が]顧客の指示を正しく遵守していた場合或いは顧客に過失のある場合、当該商人へ損害賠償金を支払うとともに、当該商人に発生した合理的な範囲内の費用を支払う。
6. ロジスティックサービス事業に従事する商人に対して支払期限が到来した総額を支払う。

第237条 (ロジスティックサービス事業に従事する商人の免責事項)

1. この契約の第 294 条に定める免責事項に加え、ロジスティックサービス事業に従事する商人は、以下の場合に発生する物品の紛失又は破損に対して責任を負わない。
 - (a) 当該紛失又は破損が顧客或いは顧客の委任を受けた者の過失に起因する場合。
 - (b) ロジスティックサービス事業に従事する商人が顧客又は顧客の委任を受けた者の指示を正しく遵守したことにより当該紛失又は破損が発生した場合。
 - (c) 当該紛失又は破損が物品の欠陥に起因する場合。
 - (d) ロジスティックサービス事業に従事する商人が輸送を手配し、輸送に関する法律又は慣習により当該商人が免責される状況で当該紛失又は破損が発生した場合。
 - (dd) ロジスティックサービス事業に従事する商人から受領者へ物品が引渡された後 14 日以内に当該商人へ苦情が申立てられなかった場合。
 - (e) 苦情が申立てられたにもかかわらず、ロジスティックサービス事業に従事する商人が物品の引渡後 9 ヶ月以内に開始された仲裁手続又は裁判所手続に関する通知を受領しなかった場合。

2. ロジスティックサービス事業に従事する商人は、当該商人のロジスティックサービスの遅延或いは誤った住所への提供による顧客が享受するべき利益の損失に対して、それらが自らの過失に因らない限り責任を負わない。

第238条 (責任制限)

1. 別段の合意のない限り、ロジスティックサービス事業に従事する商人の責任は、物品の紛失又は破損の損害に関する責任を限度とする。

2. 政府は、法律及び国際慣習に従い、ロジスティックサービス事業に従事する商人の責任制限に関して詳細な規則を公布する。

3. ロジスティックサービス事業に従事する商人は、関連する権利又は利益を有する者により、物品の紛失又は破損或いは物品の引渡遅延がこれらの発生を意図して当該商人の故意の行為又は不作為により生じたこと、若しくはこれらが確実に発生すると認識していたにもかかわらず当該行為又は不作為のあったことが証明された場合、責任制限を主張することができない。

第239条 (物品の留置権及び処分権)

1. ロジスティックサービス事業に従事する商人は、顧客の支払期限が到達した債務の支払を求めため、一定量の物品及びそれらに関する証券を留置する権利を有する。但し、顧客に即時通知することを条件とする。

2. ロジスティックサービス事業に従事する商人は、顧客へ物品及びそれに関する証券の留置権の行使を通知後 45 日を経過しても債務が支払われなかった場合、法律に従い当該物品及びそれに関する証券を処分する権利を有する。但し、物品の劣化が明らかである場合、当該ロジスティックサービス事業に従事する商人の処分権は顧客の債務の支払期限において発生する。

3. ロジスティックサービス事業に従事する商人は、物品の処分に先立ち、当該処分を顧客へ即時通知しなければならない。

4. 物品の留置権及び処分権の行使にかかるとする費用は顧客の負担とする。

5. ロジスティックサービス事業に従事する商人は、物品の処分による売却代金と顧客の債務及びその他関連経費を相殺する権利を有する。物品の処分による売却代金が債務額を上回る場合、超過分を顧客へ払戻し、それ以後、当該商人は、処分された物品又はそれに関する証券に対して一切の責任を負わない。

第240条 (留置権の行使におけるロジスティックサービス事業に従事する商人の義務)

ロジスティックサービス事業に従事する商人は、この法律の第 239 条に定める留置権を行使後処分権の行使まで以下の義務を負う。

1. 物品を保管、維持する。

2. 留置権を行使した物品の所有者の許可のない限り、当該物品を利用してはならない。

3. この法律の第 239 条に定める物品に対して留置権又は処分権を行使する状況が存在しない場合、当該物品を返還する。

4. 留置権を行使した物品が紛失又は破損した場合、当該物品の所有者に対して損害賠償金を支払う。

第 5 節 ベトナムの領土を通過する物品の転送及び物品の転送サービス

第241条 (物品の転送)

「物品の転送」とは、外国の法人又は個人の所有する物品がベトナムの領土を通過して転送することをいい、中継、輸送、保管、一括分別(batch separation)、輸送手段の変更、並びに転送期間中のその他業務を含む。

第242条 (物品を転送する権利)

1. 外国の法人又は個人の所有する物品はベトナムの領土を通過して転送されることを許可され、以下の場合を除き、法律に従い輸入地及び輸出地の国境における通関手続のみを要求される。

(a) あらゆる種類の武器、兵器、爆発物、及びその他危険物。但し、首相(Prime Minister)の許可のある場合を除く。

(b) 商務大臣(Minister of Trade)の許可のある場合に限りベトナムの領土を通過する転送を許可される取扱禁止物品或いは輸入又は輸出禁止物品。

2. ベトナムの領土内にある物品の輸出は、当該物品がベトナムへ輸入された際と同じ状態且つ同じ輸送手段で行われなければならない。

3. 本条第 4 項に定める場合を除き、ベトナムの領土を通過する転送を希望する外国の個人又は法人は、それを[物品の]転送サービスを提供するベトナムの商人に委託しなければならない。

4. 外国の個人又は法人は、ベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に従い、ベトナムの領土を通過する転送を自ら行い、或いはそれを外国商人へ委託することができる。この場合、輸出入(entry and exit)及び交通運輸に関するベトナムの法律を遵守しなければならない。

第243条 (転送経路)

1. 物品の転送は、国境及びベトナムの領土内の所定経路を通じてのみ許可される。

2. 交通運輸大臣(Minister of Transport and Communications)は、ベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に基づき、転送物品の許可経路に関して詳細な規則を公布する。

3. 物品の転送期間中に経路を変更する場合、交通運輸大臣(Minister of Transport and Communication)の承認を得なければならない。

第244条 (航空会社による転送)

航空会社による転送はベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に従い行われなければならない。

第245条 (転送物品の監視)

ベトナムの領土を通過する転送物品は、転送期間を通じて、ベトナムの税関による監視を受ける。

第246条 (転送期間)

1. ベトナムの領土を通過する物品の[許容]転送期間は、当該物品がベトナム国内に保管され、或いは転送中に破損又は紛失されない限り、輸入通関手続完了日より 30 日以内とする。

2. 転送中にベトナム国内で物品を保管し、或いは破損又は紛失したため、転送期間の延長が要求される場合、転送手続を行った税関、或いは転送にあたり商務大臣(Minister of Trade)の許可を必要とする物品については同大臣の承認のあることを条件として、保管期間若しくは当該破損又は紛失の処理期間に応じて転送期間の延長が認められる。

3. 本条第 2 項に定める物品の保管期間若しくは破損又は紛失の処理期間中、物品及び当該物品の輸送手段はベトナム税関の管轄下にあるものとする。

第247条 (ベトナム国内で販売される転送物品)

1. この法律の第 242 条第 1 項(a)及び(b)に定める転送物品については、ベトナム国内での販売を禁止する。

2. 本条第 1 項に定める物品に加え、転送物品のベトナム国内での販売は、商務大臣(Minister of Trade)の書面による承認のある場合に限り許可される。

3. 転送物品のベトナム国内での販売は、物品の輸入、租税、費用、料金、及びその他財務上の義務に関するベトナムの法律に準拠し行われなければならない。

第248条 (転送中の禁止行為)

物品の転送において以下の行為を禁止する。

1. [実際の]転送物品を物品の転送サービスの報酬とすること。

2. 違法に転送物品を売却すること或いは違法な輸送手段により当該物品を転送すること。

第249条 (物品の転送サービス)

「物品の転送サービス」とは、商人が外国の法人(organization)又は個人の所有する物品をベトナムの領土を通過して転送し、それに対する報酬を受領する商業活動をいう。

第250条 (転送サービス事業を行う条件)

転送サービスを業とする商人はこの法律の第 234 条に従い輸送サービス又はロジスティックサービス事業者として商業登録している企業でなければならない。

第251条 (転送サービス契約)

転送サービスのための契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第252条 (転送サービスを利用する者の権利及び義務)

1. 別段の合意のない限り、転送サービスを利用する者は以下の権利を有する。

- (a) 転送サービス提供者に対して契約に定められた日時における輸入地点での物品の受領を要求する。
- (b) 転送サービス提供者に対してベトナムの領土を通過する転送期間中に亙り転送物品の状況を遅延なく通知することを要求する。
- (c) 転送サービス提供者に対してベトナムの領土を通過する転送期間中転送物品の紛失又は破損を最小限にするため必要な措置を講じることを要求する。

2. 別段の合意のない限り、転送サービスを利用する者は以下の義務を負う。

- (a) 契約で定められた正確な日時にベトナムの輸入地点へ物品を持込む。
- (b) 転送サービス提供者へ物品に関する全ての必要情報を提供する。
- (c) 転送サービス提供者へ輸出入手続及びベトナムの領土を通過する輸送手続を行うために必要な全ての証票を提出する。
- (d) 転送サービス提供者へ転送サービスに対する報酬及び合理的な範囲でその他費用を支払う。

第253条 (転送サービス提供者の権利及び義務)

1. 別段の合意のない限り、転送サービス提供者は以下の権利を有する。

- (a) 転送サービスを利用する者に対して契約で定められた正確な日時にベトナムの輸入地点へ物品を持込むことを要求する。
- (b) 転送サービスを利用する者に対して物品に関する全ての必要情報の提供を要求する。
- (c) 転送サービスを利用する者に対して輸出入手続及びベトナムの領土を通過する輸送手続を行うために必要な全ての証票を提出することを要求する。
- (d) 転送サービスに対する報酬及び合理的な範囲でのその他費用を受領する。

2. 別段の合意のない限り、転送サービス提供者は以下の義務を負う。

- (a) 契約に定められた日時において輸入地点で物品を受領する。
- (b) 転送物品のベトナムの領土への輸入及びベトナムの領土からの輸出手続を行う。

- (c) ベトナムの領土を通過する転送期間中転送物品に対して責任を負う。
- (d) ベトナムの領土を通過する転送期間中転送物品の紛失又は破損を最小限にするため必要な措置を講じる。
- (dd) ベトナムの法律に従い、転送物品に課される諸費用及び手数料を支払い、これらに対する財務上の義務を遂行する。
- (e) ベトナムの管轄国家機関と協力し、転送物品に関連して生じた問題に対処する。

第6節 評価証明サービス

第254条 (評価証明サービス)

「評価証明サービス」とは、商人が物品の実際の状況、サービスの提供結果、或いは顧客が要求するその他事項を証明するために必要な全ての業務を行う商業活動をいう。

第255条 (評価証明内容)

評価証明内容は、数量、品質、包装、物品の価値、物品の原産地、損失又は損害、安全性、衛生基準、防疫、サービスの提供結果又は提供方法、或いは顧客の要求するその他事項より成る。

第256条 (評価証明サービスを業とする商人)

評価証明サービスの提供及び評価証明書の発行は、法律に定める条件を全て満たし且つ評価証明サービス事業者として商業登録している商人に対してのみ許可される。

第257条 (評価証明サービスを提供する条件)

評価証明サービスを業とする商人は以下に示す全ての条件を満たしていなければならない。

1. 法律に従い設立された企業であること。
2. この法律の第 259 条に定める基準を満たす評価査定者を雇用していること。
3. 法律、国際基準、或いは物品又はサービスの評価証明において多くの国で広く適用されている基準に従った評価証明手順及び評価証明方法を実施する能力のあること。

第258条 (評価証明サービスの業務範囲)

評価証明サービスを業とする商人の業務範囲は、この法律の第 257 条第 2 項及び第 3 項に定める条件を満たしている分野に限られる。

第259条 (評価査定者の基準)

1. 評価査定者は以下の基準を満たしていなければならない。
 - (a) 評価証明分野の要件に相応しい総合大学又は単科大学の学位を有していること。

- (b) 法律により要求される場合、評価証明分野における職業資格を有していること。
- (c) 物品又はサービスの評価証明分野において少なくとも3年以上の経験のあること。

2. 本条第 1 項に定める基準に従い、評価証明サービスを業とする商人の取締役は評価査定者を認定し、その決定に対して法律上の責任を負う。

第260条 (評価証明書)

1. 「評価証明書」とは、顧客の要求に従い評価された事項についての物品又はサービスの実際の状況を証明する書類をいう。
2. 評価証明書は、評価証明サービスを業とする商人の正式に権限を付与された代理人により署名され、評価査定者の氏名及び署名を有しており、且つ管轄機関に登録された印が押印されていなければならない。
3. 評価証明書は評価事項に関してのみ有効とする。
4. 評価証明サービスを業とする商人は、評価証明書に記載された結果及び結論の正確性に対して責任を負う。

第261条 (評価証明を要請した者に関する評価証明書の有効性)

評価証明書は、評価証明結果が事実に基づいていない又は事実と異なること、或いは評価証明の技術的又は専門的解釈に過失のあることについて、評価証明を要請した者が証明できない限り、法律上有効である (legally binding on)²⁵。

第262条 (評価証明を要請した者の契約相手に関する評価証明書の有効性)

1. 評価証明を要請した者の契約相手が特定の評価証明サービスを業とする商人の発行した評価証明書を利用することに同意した場合、当該証明書の評価証明結果が事実に基づいていない又は事実と異なること、或いは評価証明の技術的又は専門的解釈に過失のあることについて、当該契約相手が証明できない限り、当該証明書は全契約当事者を法律上拘束する。
2. 評価証明を要請した者の契約相手が特定の評価証明サービスを業とする商人の発行した評価証明書を利用することに同意しない場合、当該証明書は評価証明を要請した者のみを法律上拘束する。その他いかなる契約当事者も再評価を求める権利を有する。
3. 再評価による評価証明書の内容が当初の評価証明書と異なる場合、以下の規定を適用する。
 - (a) 当初の評価証明書を発行した評価証明サービスを業とする商人が再評価による評価証明書の内容を承認した場合、全契約当事者は当該

²⁵英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では「法的に有効とする (legally valid with respect to)」。

	<p>再評価による評価証明書の結果に法律上拘束される。</p> <p>第266条 (不正確な評価証明結果に対する罰金及び損害賠償金)</p> <p>1. 評価証明サービスを業とする商人は、自らの過失により、不正確な結果を記載した評価証明書を発行した場合、顧客に対して罰金を支払わなければならない。当該罰金の金額は両当事者間の合意に基づくが、評価証明サービスに対する報酬の総額の10倍を限度とする。</p> <p>2. 評価証明サービスを業とする商人は、意図的に不正確な結果を記載した評価証明書を発行した場合、評価証明を直接要請した顧客に発生した損害を賠償しなければならない。</p> <p>3. 顧客は、評価証明書の結果が不正確であること、並びに評価証明サービスを提供した商人に過失のあったことを証明する義務を負う。</p>
<p>第263条 (評価証明サービスを業とする商人の権利及び義務)</p> <p>1. 評価証明サービスを業とする商人は以下の権利を有する。</p> <p>(a) 顧客に対して評価証明サービスの提供に必要な、完全且つ正確な資料を遅延なく提供することを要求する。</p> <p>(b) 評価証明サービスに対する報酬及びその他合理的な範囲で費用を受領する。</p> <p>2. 評価証明サービスを業とする商人は以下の義務を負う。</p> <p>(a) 評価証明サービスに関する法律の基準及びその他規定を遵守する。</p> <p>(b) 評価証明方法及び評価証明手順に従い、誠実且つ客観的に独立して遅延なく評価証明を実施する。</p> <p>(c) 評価証明書を発行する。</p> <p>(d) この法律の第266条に従い罰金及び損害賠償金を支払う。</p>	<p>第267条 (物品及びサービスの評価証明の委託)</p> <p>評価証明サービスを業とする外国の商人は、評価証明サービスの提供を求められたがベトナムでの事業許可を取得していない場合、ベトナムでの事業許可を有している商人へ当該業務を委託できるが、その評価証明結果に対して責任を負わなければならない。</p> <p>第268条 (国家機関の要請による評価証明)</p> <p>1. 評価証明サービスを業とする商人は、評価証明を実施するため国家機関の要請に合致する全ての条件及び基準を満たしている場合に限り、当該国家機関のための評価証明を実施できる。</p> <p>2. 評価証明を要請する国家機関は、評価証明サービスを業とする商人との合意に従い市場価格に基づき評価証明サービス費用を支払う義務を負う。</p>
<p>第264条 (顧客の権利)</p> <p>別段の合意のない限り、顧客は以下の権利を有する。</p> <p>1. 評価証明サービスを業とする商人に対して合意した項目に従い評価証明を実施することを要求する。</p> <p>2. 評価証明サービスを業とする商人が顧客の要求を正確に履行していない、或いは評価証明の技術的又は専門的解釈が客観的又は誠実に若しくは正確になされていないと信じるに足る合理的な理由のある場合、再評価を要求する。</p> <p>3. この法律の第266条に従い違反罰金及び損害賠償の支払を要求する。</p>	<p>第7節 物品の賃貸</p> <p>第269条 (物品の賃貸)</p> <p>「物品の賃貸」とは、一方の当事者(「貸主」)が特定の期間に亘り他方の当事者(「借主」)へ物品を占有、利用する権利を譲渡し、賃料を受領する商業活動をいう。</p> <p>第270条 (貸主の権利及び義務)</p> <p>別段の合意のない限り、貸主は以下の権利を有するとともに、以下の義務を負う。</p>
<p>第265条 (顧客の義務)</p> <p>別段の合意のない限り、顧客は以下の義務を有する。</p> <p>1. 評価証明サービスを業とする商人へ評価証明サービスの提供に必要な完全且つ正確な資料を遅延なく提供する。</p> <p>2. 評価証明サービスに対する報酬及びその他合理的な範囲で費用を支払う。</p>	<p>1. 賃貸契約における合意に従い借主へ賃貸物品を引渡す。</p> <p>2. 賃貸期間中、借主が賃貸物品を所有、利用する権利にかかわる第三者との係争も付されていないことを保証する。</p> <p>3. 賃貸物品が両当事者の合意した賃貸目的に適していることを保証する。</p> <p>4. 合理的な期間に亘り賃貸物品を保守、修理する。賃貸物品の保守又は修理が借主による当該物品の利用に悪影響を及ぼした場合、賃料を割引き、或いは保守及び修理期間に基づき賃貸期間を延長する。</p>

<p>5. 法律に従う又は合意した賃料を受領する。</p> <p>6. 賃貸期間終了後、賃貸物品を引取る。</p> <p>第271条 (借主の権利及び義務)</p> <p>別段の合意のない限り、借主は以下の権利を有するとともに、以下の義務を負う。</p> <p>1. 賃貸契約における合意及び法律に従い賃貸物品を占有、利用する。賃貸物品の利用方法についての具体的な合意のない場合、当該物品の性質上適切な方法でこれを利用する。</p> <p>2. 賃貸期間中、賃貸物品を管理、維持し、賃貸期間終了後、これを貸主へ返還する。</p> <p>3. 貸主に対して賃貸物品の保守、修理を要求する。貸主が合理的な期間における当該義務の遂行を怠った場合、借主は自ら賃貸物品を保守、修理することができる。当該借主による保守、修理に関する全ての費用は、合理的な範囲内で貸主の負担とする。</p> <p>4. 法律に従い合意した賃料を支払う。</p> <p>5. 賃貸物件を売却又は転貸しない。</p> <p>第272条 (賃貸物品の現状に対する修理及び変更)</p> <p>1. 借主は、貸主の承認のない限り、賃貸物品の現状を修理又は変更してはならない。</p> <p>2. 貸主は、借主が貸主の承認なしに賃貸物品の現状を修理又は変更した場合、貸主へ当該賃貸物品を元の状態に回復し、或いは損害賠償を求める権利を有する。</p> <p>第273条 (賃貸期間中の紛失又は破損に対する責任)</p> <p>1. 別段の合意のない限り、貸主は賃貸期間中の賃貸物品の紛失又は破損に対して責任を負う。但し、当該紛失又は破損が借主の過失に起因する場合を除く。</p> <p>2. 本条第1項に定める場合において、貸主は合理的な期間内に賃貸物品を修理し、借主の目的のために利用できる状態にしなければならない。</p> <p>第274条 (賃貸物品に関する危険負担の移転)</p> <p>両当事者間で賃貸物品に関する危険負担の移転について合意されているが、具体的な移転時点が定められていない場合、以下の規定を適用する。</p> <p>1. 賃貸契約に物品の輸送が含まれる場合。</p> <p>(a) 契約により賃貸物品の特定の場所での引渡が要求されない場合、危険負担は第一運送人へ引渡された時点で借主へ移転する。</p> <p>(b) 契約により賃貸物品の特定の場所での引渡が要求される場合、危険負担は当該指定場所に</p>	<p>において借主又はその指名人が受領した時点で借主へ移転する。</p> <p>2. 賃貸物品が運送人以外の受託者により受領される場合、危険負担は当該受託者が当該賃貸物品を借主が占有する権利を承認した時点で借主へ移転する。</p> <p>3. 本条第1項及び第2項の何れにも該当しない場合、危険負担は借主が賃貸物品を受領した時点で借主へ移転する。</p> <p>第275条 (契約に合致しない賃貸物件)</p> <p>[契約において]具体的な合意のない場合、以下の何れかに該当する物品は契約に合致してないと看做される。</p> <p>1. 同一種類の物品の通常の利用目的に適していない場合。</p> <p>2. 借主が貸主へ通知した或いは契約締結時点で貸主が知り得た特定の目的に適していない場合。</p> <p>3. 貸主から借主へ提供された物品見本と同一の品質を有していない場合。</p> <p>第276条 (物品の受諾拒否)</p> <p>1. 貸主は物品の検査のため借主へ物品受領後合理的な期間を与えなければならない。</p> <p>2. 借主は以下の何れかの場合物品の受領を拒否することができる。</p> <p>(a) 貸主が借主へ物品の検査のための状況を整えず、合理的な期間を与えなかった場合。</p> <p>(b) 検査の結果、借主により物品が契約に合致していないことが発見された場合。</p> <p>第277条 (契約に合致しない物品の処置又は修理)</p> <p>1. 貸主は、借主より物品が契約に合致しないためその受領を拒否されたが、当該物品の引渡期限に未だ到達していない場合、処置[案]又は修理[案]を遅延なく借主へ通知し、引渡期限までにそれを履行することができる。</p> <p>2. 借主は、本条第1項に基づき貸主が賃貸物品を処置又は修理した結果、借主に不都合又は不当な経費が生じた場合、貸主に対して当該不都合の救済又は当該経費の支払を求める権利を有する。</p> <p>第278条 (賃貸物品の受諾)</p> <p>1. 借主は、賃貸物品の検査のための合理的な機会を与えられ、以下の何れかの行為を行った場合、当該賃貸物品を受諾したものと看做される。</p> <p>(a) 当該賃貸物品の受諾の不拒否。</p> <p>(b) 当該賃貸物品が契約における合意に合致していることへの承諾。</p>
---	--

(c) 当該貸貨物品が契約に合致していないにもかかわらず、それを受諾する意思のあることについての確認。

貸貨期間中に貸貨物件の所有権が変更された場合も、賃貸契約の有効性に何ら影響を与えない。

2. 借主は、貸貨物品を受諾した後当該物品が契約に合致しないことを発見した場合も、当該不一致が受諾前の検査により発見可能なものであれば、当該不一致を根拠にその返品を主張することはできない。

第8節 フランチャイズ

第279条 (受諾の撤回)

1. 借主は、貸貨物品の不適合により契約締結の目的を達成できず、以下の何れかに該当する場合、当該貸貨物品への受諾の一部又は全部を撤回することができる。

(a) 貸主がこの法律の第277条に従い適切な方法で処置を実施しなかった場合。

(b) 借主が当該不適合を発見できなかったことが貸主の保証[に対する信用]に起因している場合。

2. 受諾の撤回は、合理的な期間内、即ち、借主が物品を受諾した日より3ヶ月以内になさなければならない。

第284条 (フランチャイズ)

「フランチャイズ」とは、フランチャイザーが以下の条件に従いフランチャイジーへ自らを代理する物品の売買又はサービスの提供を委託、要求する商業活動を行う。

1. 物品の売買又はサービスの提供がフランチャイザーの指定する事業形態 (business organization) に従い、フランチャイザーの商標、商号、ノウハウ、事業目標、ロゴ、及び広告に関連して行われていること。
2. フランチャイザーが事業運営においてフランチャイジーを管理し、助言を与える権利を有すること。

第285条 (フランチャイズ契約)

フランチャイズ契約は書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第280条 (貸貨物品の欠陥に対する責任)

別段の合意のない限り、貸貨物品の欠陥に対する責任について以下の規定を適用する。

1. 貸主は、本条第2項及び第3項に定める場合を除き、貸貨期間中に亘って、貸貨物品の引渡時点で既に存在していた欠陥に対して責任を負う。

2. 貸主は、貸貨物品の引渡時点で既に存在していた欠陥について、契約締結時点で借主が当該欠陥を知っていた又は知り得ていた場合、それに対して責任を負わない。

3. 貸主は、借主による受諾の後に発見された欠陥について、受諾前に適切な検査による発見可能であった場合、それに対して責任を負わない。

4. 貸主は、危険負担移転後に生じた貸主の義務遂行違反を起因とする欠陥に対して責任を負う。

第286条 (フランチャイザーの権利)

別段の合意のない限り、フランチャイジーは以下の権利を有する。

1. ロイヤリティを受領する。
2. フランチャイズシステム及びネットワークに関する宣伝を行う。
3. フランチャイズシステムの統一性並びに物品又はサービスの品質の一貫性を確認するため、定期的又は無作為にフランチャイジーの業務を検査する。

第287条 (フランチャイザーの義務)

別段の合意のない限り、フランチャイジーは以下の義務を負う。

1. フランチャイジーへフランチャイズシステムに関する開示書類 (disclosure document)²⁾を提供する。
2. フランチャイジーがフランチャイズシステムに従い[事業を]運営できるよう初期訓練及び継続的な技術援助を提供する。
3. フランチャイジーの費用負担により物品又はサービスの販売店を設計し配置する。
4. フランチャイズ契約に定める目的に関する知的所有権を保証する。
5. フランチャイズシステム内の全フランチャイジーを公平に扱う。

第281条 (転貸)

1. 借主は、貸主の同意のある場合に限り、貸貨物品を転貸できる。貸主と別段の合意のない限り、借主は当該転貸された物品の責任を負う。

2. 貸主は、借主が貸主の同意なしに貸貨物品を転貸した場合、賃貸契約を解除する権利を有する。転借主は直ちに貸主へ当該物品を返還しなければならない。

第288条 (フランチャイジーの権利)

別段の合意のない限り、フランチャイジーは以下の権利を有する。

第282条 (貸貨期間中に生じる便益)

別段の合意のない限り、貸貨期間中に貸貨物品から生じる全ての便益は借主へ帰属する。

第283条 (貸貨期間中の所有権の変更)

²⁾英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では「マニュアル(manual)」又は「手引書(guiding document)」。

1. フランチャイザーに対してフランチャイズシステムに関するあらゆる技術援助を要求する。

2. フランチャイザーに対してフランチャイズシステム内の全フランチャイジーを公平に扱うことを要求する。

第289条 (フランチャイジーの義務)

別段の合意のない限り、フランチャイジーは以下の義務を負う。

1. ロイヤリティ及びフランチャイズ契約において支払義務を負うその他金額を支払う。

2. フランチャイザーより権利及びノウハウの移転を受けるため、必要な資金を調達し設備及び人材へ投資する。

3. フランチャイザーの管理、監督、及び指針に従うとともに、物品又はサービスの販売網に関するフランチャイザーの要件を遵守する。

4. フランチャイズ契約の終了又は解除後であっても、移転されたノウハウの秘密を保持する。

5. フランチャイズ契約が終了又は解除された時点でフランチャイザーの商標、商号、スローガン、ロゴ、及びその他知的所有権、並びにシステムの利用を中止する。

6. フランチャイズシステムに従い「業務を」運営する。

7. フランチャイザーの同意のない限り (without the consent of the franchisor)²⁷再フランチャイズをしない。

第290条 (第三者への再フランチャイズ)

1. フランチャイジーはフランチャイザーの同意のある場合、第三者（「再フランチャイジー」）へ再フランチャイズをする権利を有する。

2. 再フランチャイジーはこの法律の第 288 条及び 289 条に定めるフランチャイジーの権利を有するとともに、その義務を負う。

第291条 (フランチャイズ登録)

1. フランチャイザーとなる者はフランチャイズの導入に先立ち商務省 (Ministry of Trade) へ登録しなければならない。

2. 政府はフランチャイズシステムによる事業並びにフランチャイズ登録の手順及び手続に関する詳細な規則を公示する。

第 7 章 商業における救済措置及び商事係争の解決

第 1 節 商業における救済措置

第292条 (商業における救済措置の種類)

²⁷英訳者 (アレン・アーサー・ロビンソン) 脚注: 逐語訳では「フランチャイザーが同意しない場合再フランチャイズをしない (Not to sub-franchise in the case where the franchisor does not consent)」。

商業における救済措置 (remedies in commerce) の種類は以下のものより成る。

1. 契約の特定履行 (Specific performance)

2. 罰金

3. 損害賠償 (Damages for loss)²⁸

4. 契約履行の中断

5. 契約履行の中止

6. 契約解除

7. 両当事者はその他の救済措置の利用に合意できるが、当該措置がベトナムの法律の基本原則又はベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約或いは国際的商慣習に反しないことを条件とする。

第293条 (重要でない違反に対する救済措置の適用)

別段の合意のない限り、違反された当事者は当該違反が重要でない場合、契約履行の中断又は中止或いは契約解除の何れの救済措置も利用できない。

第294条 (違反行為に対する免責事由)

1. 違反した当事者 (defaulting party)²⁹は、以下の何れかの場合、免責される。

(a) 両当事者間で合意した免責事由が発生した場合。

(b) 不可抗力事由が発生した場合。

(c) 一方の当事者による違反が完全に他方の当事者の過失に起因する場合。

(d) 契約締結時点で両当事者が知り得なかった管轄の国家機関による決定を履行することに因る一方の当事者による違反の場合。

2. 違反した当事者は、免責[となる]事由を証明する義務を負う。

第295条 (違反した当事者が免責事由を主張できる事由の通知)³⁰

²⁸英訳者 (アレン・アーサー・ロビンソン) 脚注: 逐語訳では「損害補償 (compensation for damages)」。

²⁹英訳者 (アレン・アーサー・ロビンソン) 脚注: 逐語訳では「契約違反の当事者 (party in breach of a contract)」。

³⁰英訳者 (アレン・アーサー・ロビンソン) 脚注: ベトナム語原文には、本条の表題に「及び証明 (and certification)」という語句が含まれているが、この法律の最終版では、証明に対する規定は削除されている。但し、本条の表題の正式な訂正については未だ公布されていない。

1. 違反した当事者は、免責を主張できる事由並びに当該事由の考えられる結果について、他方の当事者へ書面による即時通知を行わなければならない。
2. 違反した当事者が免責を主張できる事由が終了した場合、当該当事者は他方の当事者へ遅延なくその旨を通知しなければならない。違反した当事者が当該義務を怠った或いはその遂行を遅延した場合、他方の当事者へ損害賠償金を支払うこととする。
3. 違反した当事者は違反された当事者へ自らが免責を主張できる事由を証明する義務を負う。

第296条 (不可抗力発生の際の[契約履行]及び]契約履行拒否の期限延長)

1. 不可抗力が発生した場合、両当事者は契約上の義務の遂行の期限延長について合意することができる。延長期間について合意のない場合或いは合意に達しなかった場合は、不可抗力の継続期間と当該不可抗力の結果に対する救済に要する期間と同じ期間に亘り延長されるが、以下を超過しない。
 - (a) 物品の引渡期限又はサービスの提供期限が契約締結日より12ヶ月以内の場合、5ヶ月。
 - (b) 物品の引渡期限又はサービスの提供期限が契約締結日より12ヶ月超の場合、8ヶ月。
2. 本条第1項に定める期限経過後、何れの当事者も契約履行を拒否する権利を有し、他方の当事者へ損害賠償を求めことはできない。
3. 契約履行を拒否する当事者は、本条第1項に定める期限から10日以内且つ他方の当事者が契約履行を開始する前に、他方の当事者へ契約履行の拒否を通知しなければならない。
4. 本条第1項に定める契約上の義務の遂行期限の延長は、予め物品の引渡又はサービスの提供期間が定められている契約の場合は適用されない。

第297条 (契約の特定履行)

1. 「契約の特定履行」とは、違反された当事者が違反した当事者に対して、正しく契約を履行させること、或いは契約を履行させるためのその他対策を講じることをいひ、そのための発生した全ての費用は違反した当事者の負担とする。
2. 一方の当事者の引渡した物品又は提供したサービスの全てが契約に合致しない場合、当該当事者は契約条件に従い全ての物品を引渡又はサービスを提供する義務を負う。一方の当事者の引渡した物品又は提供したサービスの品質が劣悪である場合、当該当事者は契約に従い物品又はサービスの欠陥を修正し或いは代替物品を引渡し又は適切なサービスを提供する義務を負い、違反された当事者の同意のない限り、金銭或いは他の種類の物品又はサービスを代替品として利用することはできない。
3. 違反した当事者が本条第2項を遵守しなかった場合、違反された当事者は契約に定められた正しい種類の物品又はサービスを代替品として第三者より購入する権利を有し、そ

れにより発生した価格差額及び関連費用の[全て]は違反した当事者の負担とする。若しくは、違反された当事者は自ら物品又はサービスの欠陥を修正する権利を有し、それにより発生した合理的な範囲での費用は違反した当事者の負担とする。

4. 違反した当事者が本条第2項に定める全ての義務を遂行した場合、違反された当事者は物品又はサービスを受領し、それに対する支払を行わなければならない。

5. 違反した当事者が買主の場合、売主は契約及びこの法律の定めに従い買主へ支払若しくは物品又はサービスの受領を求め、或いはその他義務の遂行を要求する権利を有する。

第298条 (義務遂行期限の延長)

契約の特定履行において、違反された当事者は違反した当事者が義務を遂行するため合理的な期間期限を延長することができる。

第299条 (契約の特定履行とその他救済措置の関係)

1. 別段の合意のない限り、救済措置としての契約の特定履行の適用期間中、違反された当事者は損害賠償及び罰金の支払を要求することができるがこれら以外の救済措置を求めことはできない。
2. 違反された当事者は、違反した当事者が期限内に救済措置としての契約の特定履行を履行しなかった場合、自らの正当な権利を保護するためその他の救済措置を適用することができる。

第300条 (罰金)

「罰金」とは、この法律の第294条に定める免責事由を除き、契約で合意されている場合、違反された当事者が違反した当事者へ違反に対する一定の罰金の支払を求める[救済措置]をいう。

第301条 (罰金の金額)

契約上のある義務の違反或いは複数の違反に対する罰金の総額は、契約において両当事者で合意された金額に基づくが、この法律の第266条に定める場合を除き、違反した契約上の義務の対価の8%を限度とする。

第302条 (損害賠償)

1. 「損害賠償」とは、契約違反した当事者が違反された当事者に発生した損失に対する賠償金を支払うことをいう。
2. 損害賠償金額は、違反された当事者が違反した当事者[の契約違反]により実際に且つ直接被った損害金額、並びに当該違反のない場合違反された当事者が直接獲得したであろう利益より成る。

第303条 (損害賠償責任の根拠)

この法律の第294条に定める免責事由を除き、以下の要因が存在する場合、損害賠償責任が発生する。

1. 契約違反のある場合。
2. 実際に損失が発生している場合。

<p>3. 契約違反が直接の原因となり損失が発生している場合。</p> <p>第304条 (損失の証明義務)</p> <p>損害賠償を請求する当事者は、違反行為による当該損害及びその金額、並びに当該違反のない場合直接獲得したであろう利益[の損失]について証明する義務を負う。</p> <p>第305条 (損害を最小限にする義務)</p> <p>損害賠償を請求する当事者は、違反のない場合獲得したであろう利益の損失を含め、契約違反により生じる損害を最小限にするため適切な対策を講じなければならない。違反した当事者が当該損失の発生を防止し損害賠償を請求できなかった場合、回復権を有する。</p> <p>第306条 (支払遅延に対して金利を請求する権利)</p> <p>両当事者間で別段の合意のない限り、また、法律に別段の定めのない限り、一方の当事者が物品又はサービス或いはその他合理的な費用の支払に遅延した場合、違反された当事者は支払時点において期限経過済債務に適用される市場平均金利に基づき当該支払遅延期間に対して金利を請求する権利を有する。</p> <p>第307条 (罰金と損害賠償の関係)</p> <p>1. 両当事者間で罰金についての具体的な合意のない場合、違反された当事者は、この法律に別段の定めのない限り、救済措置として損害賠償のみを請求する権利を有する。</p> <p>2. 両当事者間で罰金についての具体的な合意のある場合、違反された当事者は、この法律に別段の定めのない限り、罰金と損害賠償の両方を求める権利を有する。</p> <p>第308条 (契約履行の中断)</p> <p>この法律の第 294 条に定める免責事由を除き、「契約履行の中断」とは、以下の何れかにおいて、一方の当事者が契約の履行を一時的に中止することをいう。</p> <p>1. 両当事者間で契約履行の中断の適用が合意された違反行為のある場合。</p> <p>2. 一方の当事者が契約上の義務について重大な違反を犯した場合。</p> <p>第309条 (契約履行の中断の法的影響)</p> <p>1. 契約履行の中断が適用されている場合も、当該契約は完全に有効であるものと看做される。</p> <p>2. 違反された当事者は、この法律に従い損害賠償を請求する権利を有する。</p> <p>第310条 (契約履行の中止)</p> <p>この法律の第 294 条に定める免責事由を除き、「契約履行の中止」とは、以下の何れかにおいて、一方の当事者が契約の履行を中止することをいう。</p> <p>1. 両当事者間で契約履行の中止の適用が合意された違反行為のある場合。</p>	<p>2. 一方の当事者が契約上の義務について重大な違反を犯した場合。</p> <p>第311条 (契約履行の中止の法的影響)</p> <p>1. 契約履行が中止された場合、当該契約は、一方の当事者が当該中止に関する通知を受領した時点で解除されたものと看做され、何れの当事者も当該契約上の義務を遂行する義務を持たない。義務を遂行していた当事者は、他方の当事者に対して当該遂行された義務に対する支払或いは義務の遂行を要求する権利を有する。</p> <p>第312条 (契約解除)</p> <p>1. 契約解除には、契約の全部解除及び一部解除の両方が含まれる。</p> <p>2. 「契約の全部解除」とは、契約内容全ての義務遂行の破棄をいう。</p> <p>3. 「契約の一部解除」とは、契約内容の一部の義務遂行の破棄をい、この場合、当該契約のその他の部分は引き続き完全に有効であるものとする。</p> <p>4. この法律の第 294 条に定める免責事由を除き、以下の何れかの場合、救済措置として契約解除が適用される。</p> <p>(a) 両当事者間で契約解除の適用が合意された違反行為のある場合</p> <p>(b) 一方の当事者が契約上の義務について重大な違反を犯した場合。</p> <p>第313条 (分割された物品の引渡又はサービスの提供における契約解除)</p> <p>1. 両当事者が分割された物品の引渡又はサービスの提供に合意している契約において、一方の当事者が当該物品の引渡又はサービスの提供の義務を怠り、当該不履行が重大な契約違反に該当する場合、他方の当事者は一度のみの違反であっても (as it applies to such single delivery of goods or provision of services) 契約解除を主張する権利を有する。</p> <p>2. 一方の当事者による物品の引渡又はサービスの提供に関する債務不履行が一度のみであっても、当該不履行が他方の当事者にとってその後の物品の引渡又はサービスの提供に対する重大な違反であると主張する根拠となる場合、当該他方の違反された当事者は、その後の物品の引渡又はサービスの提供に関して契約解除を主張する権利を有する。但し、当該違反された当事者は合理的な期間内に当該権利を行使することとする。</p> <p>3. 一方の当事者が一度のみの物品の引渡又はサービスの提供を受領した後契約解除を主張した場合であっても、それぞれの物品の引渡[又はサービスの提供]の関係により引渡された物品又は提供されたサービスが契約締結時点において両当事者が意図していた当初の目的に従い利用できない場合、それらが既に履行されているか否かにかかわらず、当</p>
--	---

該当事者は、その後の物品の引渡又はサービスの提供に対する契約解除を主張する権利を有する。

第314条 (契約解除の法的影響)

1. この法律の第 313 条に定める場合を除き、契約が解除された時点をもって当該契約は無効となり、何れの当事者も当該契約における義務を遂行する義務を負わない。但し、契約解除後の権利及び義務並びに係争解決に関する合意事項を除く。
2. 何れの当事者も自らの義務遂行により[他方の当事者が]獲得した便益を求める権利を有する。両当事者に対して返済の義務が課される場合、両当事者は同時に当該義務を遂行しなければならない。自らが獲得した便益と全く同一のものを返済することが不可能な場合、当該便益は現金により返済される。
3. 違反された当事者はこの法律に従い損害賠償を請求する権利を有する。

第315条 (契約履行の中断及び中止並びに契約解除に関する通知)

契約の履行を中断又は中止或いは契約を解除する当事者は、遅延なくその旨を他方の当事者へ通知しなければならない。当該義務の違反により他方の当事者に発生した損害は、契約履行を中断又は中止或いは契約解除した当事者により補償される。

第316条 (その他救済措置適用後に損害賠償を請求する権利)

一方の当事者が他方の当事者による契約違反に対して損害賠償を請求する権利は、その他救済措置が利用された後も保証される。

第2節 商事係争の解決

第317条 (係争解決の形態)

商事係争解決の形態は以下のものより成る。

1. 当事者間の協議
2. 当事者により調停人として選任された機関又は法人或いは個人による当事者間の和解
3. 仲裁人又は裁判所による決定

仲裁人又は裁判所による商事係争解決のための手続は、仲裁又は裁判に適用される法律に基づく訴訟手続による。

第318条 (苦情申立期限)

この法律の第 237 条第 1 項(dd)に定める場合を除き、苦情申立期限は当事者間による合意に基づく。当該合意のない場合、以下の規定が適用される。

1. 物品の数量に関する苦情については、当該物品の引渡日より3ヶ月以内。

2. 物品の品質に関する苦情については、当該物品の引渡日より6ヶ月以内、或いは保証付物品の場合保証期間終了日より3ヶ月以内。

3. その他違反に関する苦情については、違反した当事者が契約に基づき義務を遂行すべきであった日より9ヶ月以内、或いは保証付の場合保証期間終了日より9ヶ月以内。

第319条 (訴訟提起期限)

商事係争において適用される訴訟提起期限は、この法律の第 237 条 1 項 (dd)に定める場合を除き、法律上の権利又は利益に対する違反が発生した日より2年以内とする。

第8章 商法違反に対する処分

第320条 (商法違反に該当する行為)

1. 商法違反に該当する行為は以下のものより成る。
 - (a) 商人の事業登記、営業許可並びにベトナムの商人又は外国商人の駐在員事務所或いは支店の設立若しくは運営に関する商業登記上の規定の違反。
 - (b) 国内で取引される物品又はサービス、輸入又は輸出された物品又はサービス、再輸出のために一時輸入された[物品]、再輸入のために一時輸出された[物品]、国境を通過する[物品]、並びに転送中の[物品]に関する規定の違反。
 - (c) 税制、[並びに]インボイス、証拠書類、会計帳簿、又は会計報告に関する規定の違反。
 - (d) 物品又はサービスの価格に関する規定の違反。
 - (dd) 国内で流通する物品或いは輸入又は輸出される物品の標示に関する規定の違反。
 - (e) 密輸、不法に輸入された物品の取扱、模造品或いは模造品の製造に利用される原材料又は供給品の取引、並びに違法な業務を行うこと。
 - (g) 国内で取引される物品又はサービス或いは輸入又は輸出された物品又はサービスの品質に関する規定の違反。
 - (h) 物品又はサービスの売買において顧客を欺き又は騙すこと。
 - (i) 顧客の権利保護に関する規定の違反。
 - (k) 国内で取引される物品又はサービス或いは輸入又は輸出された物品又はサービスについての知的所有権に関する規定の違反。
 - (l) 物品の原産地に関する規定の違反。
 - (m) 法律に定める商業活動におけるその他違反。

2. 政府は本条第 1 項に記載する商法違反に該当する行為に関して詳細な規定を公布する。

第321条 (商法違反に対する処分)

1. 法人 (organizations) 及び個人は、違反の性質及び程度並びに結果に基づき、商法違反に対して以下の何れかの方法により処分される。
- (a) 行政違反処分に関する法律に基づく罰金刑。
 - (b) 違反行為が犯罪としての要素を十分に備えている場合、法律に基づく刑事責任の追及。
2. 違反行為が国家利益、或いは法人 (organizations) 又は個人の法律上の権利若しくは利益に損害を与えた場合、法律に従い当該損害を賠償しなければならない。

第322条 (商業活動における行政違反に対する罰金刑の適用)

政府は商業活動における行政違反に対する罰金刑の適用に関して詳細な規則を公布する。

第9章 施行条項

第323条

この法律は 2006 年 1 月 1 日より効力を発する。

この法律により 1997 年 5 月 10 日付商法は破棄される。

第324条

政府はこの法律の詳細な施行規則及び指針を公布する。

この法律は 2005 年 6 月 14 日付のベトナム社会主義共和国第 11 期国会、第 7 回議会により可決された。

国会議長 グエン・ヴァン・アン

この商法の日本語訳は“Allens Arthur Robinson”作成の商法の英訳版を基礎としています。実際の判断をされる場合は、商法のベトナム語原文に基づいた専門家のアドバイスを受けられることをお勧めします。